

令和8年3月3日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

	ページ
1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果等について	1
2 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の一部改正について	5
3 共生社会の実現に向けた取組について	7
4 DV・ストーカー被害者への支援について	10
5 今後の県立障害者支援施設のあり方について	20
6 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について	27
7 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていない件について	31
8 中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について	37
9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立について	39
10 障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について	63
11 重症心身障害児者等支援体制検討会報告について	66
12 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について	71

# 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果等について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果等を報告する。

## (1) 条例の見直しの結果

改正・廃止及び運用の改善等の必要がない条例

	条 例 名	見直し結果
1	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。
2	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	
3	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	

## (2) 条例の見直し時期の変更

### ア 見直し時期を変更する条例

- ・ 神奈川県手話言語条例  
(当初の見直し時期は令和8年3月)

### イ 見直し時期を変更する理由

有識者や関係団体等で構成する手話言語推進協議会等で、引き続き十分な議論が必要であることから、対象条例の見直しの検討を延期する。

### ウ 今後のスケジュール

令和8年7月 第2回県議会定例会厚生常任委員会に見直し結果を報告

参 考

条例の見直し結果概要 1

条 例 名	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例		
条 例 番 号	平成26年神奈川県条例第52号		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課		
条 例 の 概 要	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を都道府県の条例で定めなければならないとされており、本条例は必要な条例である。	
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づく幼保連携型認定こども園の認可及び認可後の運営により、多様な教育・保育サービスの充実に効果を上げていることから、本条例は有効に機能している。	
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例に定める幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準における規制の程度は、必要最小限のものであり、効率的なものである。	
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「新かながわランドデザイン」実施計画のプロジェクト1「子ども・若者」における構成施策「子育てに希望の持てる社会づくり」に適合している。	
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、主務省令である「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に定める基準に従い、又は参酌した内容となっている。	
その他			
見 直 し 結 果	1	改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。
	2	改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。	
	3	改正を検討する。運用の改善等の必要はない。	
	4	改正及び運用の改善等を検討する。	
	5	廃止を検討する。	

条例の見直し結果概要 2

条 例 名	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	
条 例 番 号	昭和44年神奈川県条例第9号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課	
条 例 の 概 要	在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	本条例は、在宅の重度障害者等の福祉の増進を図ることを目的に、在宅の重度障害者等に対して支給する神奈川県在宅重度障害者等手当の支給要件等を定めるものであり、必要な条例である。
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	手当を支給することにより、本人や介護する家族の経済的、精神的負担の軽減に寄与しており、有効である。
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	本条例で定める手当の支給要件等は、明確かつ必要な範囲のものであり、効率的である。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	本条例に基づき支給する手当は、「新かながわグランドデザイン」実施計画のプロジェクト10「共生社会」における構成施策「障がい児・者とともに生きる社会の実現」に適合している。
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	本条例は、在宅の重度障害者等に対する手当の支給について定めるものであり、憲法、法令に抵触しない。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。</p>

条例の見直し結果概要 3

条 例 名	無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例	
条 例 番 号	令和元年神奈川県条例第44号	
所 管 室 課	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課	
条 例 の 概 要	社会福祉法第68条の5第1項の規定に基づき、同法第2条第3項第8号に規定する無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	この条例は、社会福祉法第68条の5第1項の規定により定めることとされている無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、必要な条例である。
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に定める基準により、入居者が自立した生活を送るために必要な設備の整備等、無料低額宿泊所の適切な運営が確保されており、有効である。
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例で定める設備及び運営に関する基準は、明確かつ限定的であり、効率的である。
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設で県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 また、本条例に基づく施策は、「新かながわランドデザイン」実施計画の主要施策「生活を支える福祉の充実（生活に困窮している方への必要な保護と自立の支援）」に適合している。
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	本条例に定める基準は、社会福祉法の規定により厚生労働省令で定める基準に従い、基準を標準とし、又は基準を参酌した内容となっており、憲法、法令に抵触しない。
	その他	
見直し結果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</li> <li>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</li> <li>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</li> <li>4 改正及び運用の改善等を検討する。</li> <li>5 廃止を検討する。</li> </ol>	<p style="text-align: center;">理 由 等</p> <p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はないため。</p>

## 2 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～の一部改正について

令和5年4月に施行した「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)の一部改正について次のとおり検討しているため、その方向性等について報告する。

### (1) 経緯及び背景

- ・ 県障害者施策審議会当事者部会において、盲ろう者の当事者委員から、「盲ろう」は障害者基本法をはじめ、関係法令には1つの障害種別として明示されておらず「盲ろう」をもっと知ってほしい、条例に位置付けてほしい、などの意見をいただいた。
- ・ また、災害時には、障がい者、とりわけ盲ろう者は、外部からの情報へのアクセスやコミュニケーションに大変な困難があり、今後想定される大規模災害時も含め、より一層の支援の充実を図る必要があるとの議論が行われた。
- ・ 令和4年に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がい者の情報保障や意思疎通支援の更なる充実が求められ、令和6年1月に発生した能登半島地震においても、平時からの情報アクセシビリティ確保の重要性が改めて指摘されている。
- ・ 令和7年11月に開催された東京2025デフリンピックを通じて、情報やコミュニケーションのバリアフリー化への関心が高まったが、引き続き、取組の充実が必要である。
- ・ 条例は、施行の日から起算して5年を経過するごとに見直しを行うことと定めているが、諸情勢の変化に応じ柔軟かつ果敢に見直しを行うこととの意見が付されている。県は、障がい当事者の切実な声を受け、また、今後想定される大規模災害に備え、障がい者への情報保障や意思疎通支援の施策を推進するため、施行5年の経過を待たず、一部改正を検討する。

### (2) 改正の方向性

#### ア 「情報保障の推進」規定の新設

県が取り組む基本的な事項として、障がい者の情報保障、意思疎通支援等に関する条文を追加し、とりわけ情報へのアクセスに大きな制約を受けている盲ろう者を施策の対象として明記する。

なお、他に早急に改正すべき事項はないか、各種障がい関係団体等への意見聴取を行い、検討を進める。

(3) 今後のスケジュール

令和8年2月～4月

7月

当事者団体へのヒアリング

第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例改正素案（たたき台）を報告

### 3 共生社会の実現に向けた取組について

共生社会の実現に向けた令和7年度の取組結果等について報告する。

#### (1) 令和7年度の取組

##### ア 津久井やまゆり園事件追悼式

事件によりお亡くなりになった方々を追悼するため、令和7年7月26日に津久井やまゆり園で追悼式を実施した。

##### イ ともに生きる社会かながわ憲章・「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の普及啓発

###### (ア) 県民に対する広報

- ・ ともに生きる社会かながわ推進週間（7月21日～27日）を中心に、駅貼りポスター等に加え、企業、大学、団体、スポーツチーム等と連携したイベント等を実施した。
- ・ 令和7年9月に開催された東京2025デフリンピックの機運醸成イベントで、「ともいき大使」である金澤翔子さんと一緒に憲章の普及活動を行った。
- ・ 脳性まひと闘うプロヴァイオリニスト式町水晶さんを「ともいきマイスター」として新たに任命し、コンサートや学校への出前講座などで、憲章の理念の普及を行った。
- ・ 憲章に関する情報をまとめた「ともいきリーフレット」を10万部作成し、障害福祉サービス事業所に委託し、各戸配布を行った。
- ・ 令和7年度の県民ニーズ調査における「ともに生きる社会かながわ憲章」の認知度は、前年度比0.8ポイント減の28.3%だった。

###### (イ) 「ともいき」を学ぶ取組（若年層）

###### a ともに生きるってなんだっただけワークショップ

障がいの程度に関わらず、参加者同士で話し合ったり、ゲームをしたりしながら、「ともに生きる」を考えるワークショップを開催した。

	開催日	場所	参加人数
第1回	令和7年12月21日	県庁本庁舎大会議場	40名
第2回	令和8年2月7日	はまぎんホールヴィア アマーレ	約250名

- b 小・中・高等学校・特別支援学校、大学で、児童・生徒及び教員を対象に、障がい当事者や県職員による出前講座を実施した。  
(小学校～大学まで 計38校)
- c 県内公立中学校に憲章ポスターを配布したほか、「いのちの授業」を通じて憲章の理念の理解促進を図った。
- d フルインクルーシブ教育の実現を目指す海老名市教育委員会などの協力を得て、「ともに生きる」をテーマとしたコンセプトブックを作成し、県内小学校へ配布した。
- e 共生社会実践セミナー ともいき交差点2025  
当事者目線の障がい福祉に関する講演や、高校生・大学生のチームが日ごろ実践している共生社会の実現に向けた自主的な活動内容の発表、参加者全員で一緒に「ともいき」を学ぶワークショップを開催した。

【開催日】令和7年12月14日 県庁 参加者数：96人

- (ウ) 「ともいき」を体感する取組（地域でのつながり）

障がいの程度に関わらず、誰もが気軽に参加できる次のイベントを開催した。

- a インクルーシブビーチクリーン with 鎌倉海藻パーク  
会場：鎌倉市（由比ヶ浜海岸）

【1回目】令和7年5月29日 参加者数：240人

【2回目】令和7年10月16日 参加者数：173人

- b ともいきゆうえんち

【1回目】令和7年9月13日（茅ヶ崎市総合体育館）

参加者数：約1,000人

【2回目】令和8年3月22日（予定）

（県立相模原公園・相模原ギオンアリーナ）

- c 第2回かながわともいきアート展

期間：令和7年11月1日～9日

場所：横浜赤レンガ倉庫

来場者数：約7,000人

- d 都市型ユニバーサル農園（藤沢市）

実施日：毎週火、木曜日

ほか、特別イベントを実施（いも堀、ワイン用ぶどう収穫、稲わらで正月飾り作り）

- (エ) 県職員に対する取組

全職員が「ともいき」「ジェンダー平等」「当事者目線」の基本的

な考え方を学ぶ「3つの主流化研修」を開始した。

## ウ 障がい者の社会参加機会の拡充

- (ア) ともいきメタバース講習会／ともいきメタバースF I K A  
障がいのある方向けのメタバース・コンテンツの制作方法等を学ぶ講習会や生きづらさの改善に向けたメタバース上のワークショップを実施した。(参加者数：全10回、98人)
- (イ) お試しノウフク  
農福連携を進めるための就農体験会を実施した。(15件)
- (ウ) 障がい当事者団体の活動支援  
障がい当事者団体が行う勉強会やネットワークづくり等に対し、学習会開催や資料作成に係る支援や補助を行った。(7件)
- (エ) 就労事業所商品開発事業  
民間事業者と連携して、障害福祉サービス事業所自主商品の開発力の強化や販路拡大などを支援した。(参加事業所数：30件)

## エ その他

- (ア) 「ともいきボランティア」による活動支援  
登録者数：255人、活動回数：20回（令和8年1月21日現在）
- (イ) 「ともいき」活動への寄附：10,899,259円

## (2) 令和8年度の実施の方向性

津久井やまゆり園事件発生から10年の節目となることから、より多くの方々に思いを寄せていただけるよう津久井やまゆり園事件の追悼行事を工夫して開催するほか、「ともいき」の新たな事業を実施し、わかりやすく発信することなどにより、事件を風化させず、共生社会の実現に向けてしっかりと取り組んでいく。

## 4 DV・ストーカー被害者への支援について

川崎市でストーカー被害を訴えていた女性の尊い命が失われた事件を受け、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等への支援の充実に向けて取り組んでいるが、その進捗状況及び今後の取組について報告する。

### (1) 経緯

- ・ 川崎ストーカー事件を受け、当事者目線のDV・ストーカー被害者支援のあり方について県民と議論するシンポジウムを、令和7年6月と11月に開催し、県の支援施策の充実について取組の方向性を説明した。参加者からは「支援者が積極的に動くためにも、県が条例といった普遍的な決まりを作り、社会全体で被害者を守っていくことを、神奈川県が全国に先駆けて示してはどうか。」などの意見をいただいた。
- ・ 同年12月の第3回県議会定例会厚生常任委員会では、具体的な支援施策の充実が早急に求められていることや、普遍的な仕組みづくりについては条例ありきにならず、しっかりと中身を吟味し、支援関係者や当事者を含めて多くの意見も聞きながら議論を深めることなどの意見をいただいた。
- ・ これらの意見を受け、同年12月に開催した困難な問題を抱える女性等支援調整会議等で、有識者や民間支援団体、被害当事者の家族などから意見を伺うとともに、支援施策の充実や、社会全体で被害者のいのちを守る普遍的な仕組みについて検討を進めてきた。

### (2) 支援施策の充実に向けた取組

被害者を守る具体的な支援施策の充実に向け、令和8年度当初予算案に計上した事業を含め、「5つの強化」を更に進める。

#### ア 広報の強化

- ・ DV・ストーカー被害者だけでなく、被害者の周りにいて支えてくれる人等に向け、SNS等を活用し、相談窓口や支援情報の周知広報を強化する。

#### イ 行政や警察の連携強化

- ・ 警察と定期的に協議し、役割分担や情報共有ルールの検討など情報連携の強化を図る。
- ・ 意思が揺れ動く被害者が、自身の状況を客観視できるよう、危険

度を見える化するチェックリストの作成や、県警職員と女性相談支援員等への研修を充実する。

#### ウ 相談支援体制の強化

- ・ DV・ストーカー被害者からの相談に対して、行政機関や警察等と連携したワンストップ支援を行う「DV・ストーカー被害相談支援センター」を設置し、切れ目のない被害者支援を実施する。
- ・ 「DV・ストーカー被害相談支援センター」と県保健福祉事務所等における相談支援の記録・管理や情報連携を円滑に行うため、情報管理・連携のシステムをモデル的に構築し、本格導入に向けた検証を行う。
- ・ DV・ストーカー被害者やその家族が抱える事案の法的整理を行い、被害者の訴えを的確に警察等に伝えるため、弁護士による相談支援や警察又は行政の窓口等への同行支援を行う。
- ・ 身近な地域で「伴走型支援」が実施できる相談支援体制を全県で充実させ、女性相談支援員の配置を促進するため、常勤換算1人分を超える配置費用の市の負担分の一部を補助する。

#### エ 一時保護・自立支援機能の強化

- ・ シェルターへの入所に迷いがある方の意思決定の時間と安全を確保するため、一時的な緊急避難先を提供するとともに、緊急通報装置の貸出等を行う。
- ・ DV・ストーカー被害者等の一時保護を受託する民間シェルターについて、委託費に、賃料や夜間支援・心理的ケア等を行う人員体制に係る費用を加えることで、民間団体の安定した運営を支援するとともに、被害者の安全確保を行うシェルターを増やし、一時保護体制の充実・強化を図る。
- ・ 民間団体と協働し、男性や性的マイノリティの被害者の相談対応や、一時保護から自立支援までの総合的支援を行う。

#### オ 加害者対応の強化

- ・ DV・ストーカー加害者への対応方法やアプローチ方法について、学識者、医療機関、支援関係機関等による研究会を立ち上げ、調査研究を実施するなど、課題を整理し、対応策を検討する。

### (3) 国への提案活動の状況

DV・ストーカー被害者など困難な問題を抱える女性等への総合的な支援に当たっては、国に対し、支援体制の強化や一時保護、加害者への対応に係る制度改正や法整備等に関して、本県の提案により、関東地方知事会議として令和7年12月に要望を行った。今後も引き続き、国に対して必要な要望を行っていく。

### (4) 支援関係者等との意見交換の状況

#### ア 困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議（令和7年12月26日実施）

学識者や支援団体の代表者、弁護士等の司法関係者、警察、市町村で構成する「困難な問題を抱える女性等支援調整会議代表者会議」を開催し、普遍的な仕組みの手法について議論した。

（主な意見）

- ・ 川崎市の事件では、DV・ストーカー被害に対応するための法律はあったが、これらの制度が十分に作動しなかった。制度を、被害者を守る力として活用できるものにするための検討が必要。
- ・ 条例を神奈川県のような大都市が制定することには大きな意義があると思う。
- ・ 被害者の生命身体の安全を守ることが絶対的に優先されるべき価値であることを、行政職員も確信をもって対応できるよう、条例で方向性を明確に示すことが重要。
- ・ 県で支援施策をゆるぎなく進めるためにも、各自治体が取り組む方向性を条例で示し、自治体によって支援内容やレベルの差が出ないこと、一定の水準が担保されることが重要。

#### イ 有識者と知事との意見交換（令和8年1月15日実施）

当事者目線で考えるDV・ストーカー被害者等への支援のあり方について、知事が、被害当事者や学識者、支援団体の代表者と意見交換を行った。

（主な意見）

- ・ 海外のように、加害者プログラムを支援全体の仕組みの中に公的に位置付けることが大事と考えており、できれば国レベルで対応してもらいたい。まずは神奈川県という自治体レベルで何かできないかということは今後考えていきたい。
- ・ 警察がかつてより頼もしい存在に変わってきていることは確かで、

この状態を一時的なもので終わらせず、永続的な仕組みをつくるべきだと考えている。

- ・ 被害者を守るためには、より多くの支援者が連携して「安全の壁」をつくる必要があり、条例で決めてもよい。国だと時間がかかると思うので、神奈川県が率先して示してもらいたい。
- ・ ストーカー規制法やDV防止法などの関連法は整備されてきたが、迅速な対応が十分に確保されているとは言い難い。
- ・ 支援者や専門家の責任や役割分担を明確にし、支援者間がスムーズに連携を行うための仕組みとして、まずは神奈川県が条例を定めて、実効性とスピード感をもってつくっていただきたい。それが神奈川県だけではなく、日本にとっても必要になってくると考える。

## (5) 普遍的な仕組みの手法について

### ア 被害当事者、支援関係者等からの意見（まとめ）

- ・ これまで、被害当事者、支援関係者、学識者など、多方面から被害者を支援するための「普遍的な仕組み」の手法について、数多くのご意見をいただいた。
- ・ 支援調整会議では、条例のほか、計画の策定、憲章、宣言など、様々な手法を視野に入れて議論したが、
  - 県が条例を制定し、支援に係る理念や方向性等を示すことが重要。
  - 警察と行政の連携を加速し、民間の被害者支援団体の活動の後押しとなるような条例を、全国に先駆けて制定することには大きな意義がある。

など、条例に期待する意見が多数あった。

### イ 条例制定の必要性

- ・ このたびの川崎市での事件以前より、県内でもDV・ストーカーに関する悲惨な事件は繰り返し発生しており、混乱した状況の中で意思が揺らいでしまうDV・ストーカー被害者を、社会全体で支援するための仕組みが求められている。
- ・ DV・ストーカー被害については、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあるなど、被害者の置かれている状況は変化しやすい傾向にある。また、DV・ストーカー被害の特徴として、被害者が加害者に支配されやすいという構造を有していることから、被害者が再度被害を受けないようにするためには、被害者の安全確保

だけでなく、意思が揺らぎやすい被害者が、加害者から離れて自分らしく暮らすための自立に向けた支援までを、長期にわたって切れ目なく実施する必要がある。

- DV・ストーカー被害に対応するための法として、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）があるが、各法の所掌範囲や目的が異なっている。
- 例えば、加害者への対応についてはDV防止法、ストーカー規制法に、被害者の一時保護や自立支援については、女性支援法にその施策の根拠が規定されており、その状況等によって対応する法律が異なる。
- このため、被害者の状況に応じ、行政、警察、民間団体など、適切な支援主体が連携し、必要な支援を切れ目なく行える体制の構築やそのための制度的な位置づけが不可欠である。
- 県では、川崎市での事件を受け、行政や警察の連携強化といった関係機関との連携体制の構築など、支援施策の充実を早急に進めているが、警察などの関係機関との連携を促進するためには、情報連携に関するルール策定やそのルールの具体的な根拠が必要となる。
- さらに、二度と痛ましい事件を繰り返さないためには、これらの体制や施策を安定的に維持し、推進していくための仕組みが必須となる。
- こうしたことを踏まえ、効果的な仕組みのあり方について検討を行った結果、DV・ストーカー被害者への支援施策の確実かつ継続的な実施に向けて、理念や目的、各々の責務や果たすべき役割などを、警察や市町村、民間団体、県民と共有し、意識の醸成や連携体制の構築を一過性で終わらせない、当事者を社会全体で守り支える普遍的な仕組みとして、県議会の議決を得て制定する条例が最も効果的と考えている。

## (6) 条例の基本的な考え方

条例イメージ（案）は別紙1のとおり

- DV・ストーカー被害者の身体、生命、自由及び平穏な日常生活を守り、その尊厳を尊重する。
- 性別にかかわらず、社会全体で複合的な問題を抱えるDV・ストー

カー被害者への支援施策を推進する。

- DV・ストーカー被害者への支援を、困難な問題を抱える女性等への支援と連携して実施するための施策の基本となる事項を定める。
- 本条例に基づき、男性被害者への支援施策の充実も図っていく。
- DV・ストーカー被害者への支援に当たっては、関連施策との連携を図ることや、当事者の目線に立った支援を行うこと、県と警察などの関係機関が連携することを基本理念として明示する。
- 県、警察、市町村、民間団体、県民の責務又は役割に関する規定を置く。
- DV・ストーカー被害者への支援を推進するための基本計画を策定することを明示する。
- 県、市町村、警察、民間団体が連携した相談支援・保護・自立支援体制の整備や、地域間の均衡、人材育成、普及啓発、加害者対応等についての規定を置く。

#### (7) 今後の進め方

- 県議会との議論を踏まえた条例イメージ（案）により、県民意見募集（パブリック・コメント）を行う。
- 引き続き、県議会での議論や、困難な問題を抱える女性等支援調整会議、男女共同参画審議会、市町村、民間団体、被害当事者との意見交換の実施等により、支援施策の充実及び条例の制定に向けて検討を進めていく。

#### (8) 今後のスケジュール

令和8年3月下旬	県民意見の聴取（パブリック・コメント）、
～4月	神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議（代表者会議、民間部会）の開催
7月	第2回県議会定例会厚生常任委員会に条例素案を報告

## 条例イメージ（案）

**第 1 目的**

- ・ DV・ストーカー被害者が、多様かつ複合的な問題に直面することが多いことに鑑み、被害者の安全確保、被害の早期回復・軽減のほか、その多様かつ複合的な問題に係る支援を一体的に実施するための施策について、基本理念を定め、及び県、県民、民間団体等の関係機関の責務を明らかにすることや、DV・ストーカー被害者への支援施策の推進を社会全体で図り、もって、安心して自分らしく暮らすことができる県民生活の実現に寄与することを条例制定の目的として規定する。

**第 2 定義**

- ・ DV・ストーカー被害者、民間団体などの用語について定義を置く。

**第 3 基本理念**

- ・ 施策の推進は、次に掲げることを旨とすることを規定する。
  - ① DV・ストーカー被害者の身体、生命、自由及び平穏な日常生活を守り、その尊厳を尊重すること
  - ② DV・ストーカー被害者への支援は、その性別にかかわらず実施されるようにすること
  - ③ DV・ストーカー被害者の抱える複合的な問題について、関連施策との連携を図るとともに、困難な問題を抱える女性への支援と連携した支援が実施されるようにすること
  - ④ DV・ストーカー被害者の目線に立ち、多様なニーズに応じた支援が実施されるようにすること
  - ⑤ DV・ストーカー被害者への支援に当たっては、県（警察を含む。以下同じ。）、市町村、民間団体等が連携するとともに、全ての県民が被害者に関する理解を深め、社会全体で支援に取り組むこと

**第 4 県の責務**

- ・ 県は、基本理念にのっとり、DV・ストーカー被害者への総合的な支援施策を策定し、これを実施する責務を有することを規定する。

**第 5 市町村との連携**

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策の策定・実施に当たっては、市町村と連携・協力するよう努めるほか、市町村に対し情報提供その他必要な支援を行うことを規定する。

## 第6 県民の責務

- ・ 県民は、基本理念にのっとり、DV・ストーカー被害者支援に関する理解を深めるとともに、県が実施する支援施策の推進等に協力するよう努めなければならないことを規定する。

## 第7 民間団体の責務

- ・ 民間団体は、基本理念にのっとり、県、市町村等と連携し、DV・ストーカー被害者への支援施策の推進等に協力するよう努めなければならないことを規定する。

## 第8 基本計画の策定

- ・ 知事は、DV・ストーカー被害者への支援施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないことを規定する。
- ・ 知事は、毎年、基本計画の実施状況について公表するものとするを規定する。

## 第9 DV・ストーカー被害者の早期発見

- ・ 県は、市町村や民間団体と連携し、DV・ストーカー被害者の早期発見のために取り組むことを規定する。

## 第10 発見者による援助

- ・ DV・ストーカー被害者を発見した者の被害者に対する援助等について規定する。

## 第11 総合的な窓口の設置

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者の支援に関する総合的な窓口（「DV・ストーカー被害相談支援センター」）を設置し、その周知に努めることを規定する。
- ・ この総合的な窓口では、次の業務を行うことを規定する。
  - ① 専門の相談員による相談
  - ② DV・ストーカー被害者が必要とする支援制度・関係機関の紹介、関係機関と連携した相談対応の実施
  - ③ 警察署・関係機関への同行支援
  - ④ その他DV・ストーカー被害者支援のために必要な業務
- ・ 知事は、総合的な窓口において、本人の同意を得て、警察本部長・市町村等に対し必要な情報を提供することを規定する。

## 第12 DV・ストーカー被害に関する相談への対応

- ・ 知事と警察本部長は、総合的な窓口や警察署等において、DV・ストーカー被害に関する相談を受けた際には、適切かつ迅速な対応を行い、必要に応じて関係機関と連

携した支援を行うことを規定する。

### **第13 保護体制等の整備**

- ・ 県は、民間団体と連携し、DV・ストーカー被害者の多様なニーズに応じた安全の確保や一時保護を行うための施設を確保し、支援を行うことを規定する。

### **第14 自立支援体制の整備**

- ・ 県は、民間団体と連携し、心理的なケア・就労・住まい等に関してDV・ストーカー被害者の多様なニーズに応じた自立支援の体制を整備し、支援を行うことを規定する。

### **第15 民間団体に対する支援**

- ・ 県は、民間団体が適切かつ効果的にDV・ストーカー被害者への支援を推進できるよう、助言その他の必要な施策を講ずることを規定する。

### **第16 地域間の均衡**

- ・ 施策の実施に当たっては、地域間の均衡が図られるよう努めることを規定する。

### **第17 人材の確保、育成**

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策に従事する人材の確保、育成等の取組を行うことを規定する。
- ・ 知事と警察本部長は、DV・ストーカー被害者に対する総合的な支援の充実を図るため、行政職員・県警察職員の連携体制の強化に向けた研修を行うことを規定する。

### **第18 普及啓発**

- ・ 県は、DV・ストーカー被害者への支援施策に対する県民等の関心を深めるため、広報活動の充実や施策を学ぶ機会の提供等の取組を行うことを規定する。

### **第19 更生の取組**

- ・ 県は、DV・ストーカー加害者の更生のために必要な取組を行うことを規定する。

### **第20 個人情報の保護**

- ・ 県・市町村・民間団体は、DV・ストーカー被害者への支援や加害者の更生のための取組に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、目的以外に使用してはならないことを規定する。

## 第21 財政上の措置

- ・ 必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定する。

## 5 今後の県立障害者支援施設のあり方について

県は、令和5年12月に「県立障害者支援施設の方向性ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定した。

各県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）のうち、県直営のさがみ緑風園を除く県立施設の指定期間が令和9年度で終了する中、県立施設の方向性について改めて整理するため、来年度、ビジョンを改訂する方向で検討している。

そこで、改訂に際しての、県立施設の基本的な方向性等について、報告する。

### （ビジョンでの県立施設の方向性に関する整理）

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営に移行する	中井やまゆり園（※）
民間法人へ移譲  〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討  〔 指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。 〕	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

※中井やまゆり園の詳細については、「9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立について」で別途報告。

### (1) 「民間法人へ移譲」とした施設

#### ア さがみ緑風園

##### (ア) 現状

- 平成14年の開設時は定員160名の大規模施設であったが、身体障害者に対する地域の障害福祉サービスの拡充に伴い、入所者の減少が続き、現在の入所者数は31名（定員40名）である。
- このため、2階建ての建物のうち居住フロアとして使用しているのは、2階の一部だけとなっている。
- 最重度の身体障害者用の施設として、ゆとりを持ったづくりの建物で、民間施設に比べて広く、維持・管理費がかかる。

##### (イ) 検討状況

- 建物の使用していない部分（建物1階部分と2階の一部）の活用について地元自治体など関係機関にヒアリングを行ったが、特

別養護老人ホーム等の他の福祉施設としての利用のニーズは、現時点でないことを確認した。

- ・ 一方で、県児童相談所の一時保護所の利用が飽和状態であることから、令和8年4月から、使用していない建物の1階部分を児童相談所の一時保護所として活用する予定である。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 県の施策上の新たな施設ニーズを踏まえた上で、民間法人への移譲条件等を引き続き整理しつつ、当面の間、県直営による運営を継続する。

## イ 厚木精華園

(ア) 現状

- ・ これまで高齢の知的障害者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間施設における取組の進展により、その役割は低下している一方で、加齢による身体機能の低下等により家庭やグループホーム等で対応できなくなった場合の短期入所など、一時利用先として期待されている。
- ・ 現指定期間における地域生活移行の取組では、入所者は、83人（定員112人、短期入所含む）まで減少し、指定管理者は、更なる地域生活移行に取り組んでいる。
- ・ 現在の土地・建物を民間法人へ移譲する場合、定員縮小後の施設規模に比して、土地・建物等のハードが大きく、国報酬を基軸とした収入体系で維持、管理していくことは困難である。

(イ) 検討状況

- ・ 本施設は、交通アクセスが不便で、また施設の隣接地が土砂災害特別警戒区域に指定されているなど、将来的には他地域への移転や建物の移設等を進める必要がある。
- ・ このため、民間法人が現在の土地・建物を活用して、将来に渡り施設運営を継続することは考えにくく、いずれ建替えや移転が必要となり、その場合、移譲先法人の負担が大きい。
- ・ このため、現状では入所定員を縮小しながら、民間法人に移譲する方向で検討するが、移譲後に民間法人が、現在の土地・建物を保有するリスクを軽減しながら、安定的な施設運営ができるよう、検討する必要がある。

(ウ) 基本的な方向性

- ・ 県立施設としての役割は低下したため、民間法人へ移譲する方

向で検討を進めるが、移譲に当たっては、既存の土地・建物の管理の方法等を含め、移譲条件を整理していく。

## ウ 三浦しらとり園

### (ア) 現状

- ・ 現指定期間において、通過型施設を目指し、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組み、利用者は62人（定員88人）まで減少しており、このまま定員を減少させれば、民間法人が効率的に運営することができる規模になる見込みである。
- ・ 一方、障害児施設は、県所管域では県東部唯一の障害児施設であり、入所を一手に引き受けている実態があり、また、中核市である横須賀市からも入所枠を確保するよう要請を受けるなど、施設としてのニーズは高い。

### (イ) 検討状況

- ・ 利用者の減少に伴い、施設運営に実績のある民間法人であれば、県立施設という位置づけに頼ることなく、これまでの支援ノウハウや関係機関とのネットワークを生かし運営できる可能性が高い。
- ・ ただし、移譲する場合、譲渡する土地は、縮小する定員に応じ、民間法人が効率的に管理できる規模まで縮減する必要がある。
- ・ また、建物の老朽化が進んでいるため、移譲先法人は縮減後の定員規模に応じた施設を新たに整備する必要があるが、その際、集団生活が難しいと指摘される強度行動障害のある方を支援するための小規模ユニットケアの導入が求められ、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ なお、民間法人への移譲後も、障害児施設においては、被虐待児の緊急受入れなど広域的な役割も期待されており、これまでの支援水準を維持するため、県として財政支援を含め検討する必要がある。
- ・ また、移譲後は、住宅地に所在する施設の特徴を生かし、地域に溶け込んだ施設運営が実現できるよう、自治会や他法人、NPO等と密接に連携した取組が期待される。

### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 民間法人の多様なノウハウを活用して、横須賀・三浦圏域における本施設への期待に応え、役割を果たすことを目指し、民間法人へ移譲する方向で検討する。
- ・ 移譲に当たっては、事業の安定的な継続性を確保するとともに、

増加する被虐待障害児の保護や施設の小規模化、ユニット化を含めた将来的な施設のあり方を含め、移譲条件を検討する。

## (2) 「引き続き方向性を検討」とした施設

### ア 芹が谷やまゆり園

#### (ア) 現状

- ・ 令和5年度からの指定管理では、通過型施設を目指して地域生活移行に積極的に取り組むとしているが、その取組はまだ道半ばである。
- ・ 地域生活移行を進める一方、新たな入所ニーズに応え、かつ、地域の短期入所希望に応じ、令和7年11月から施設入所率は100%に達し、短期入所の稼働率も100%を超えている。
- ・ 短期入所の希望は、計画的なレスパイト利用、緊急的な一時受入れともに増加し、受入れのキャパシティを常時超過しているが、真に受入れが必要な場合は断らない姿勢を貫いている。
- ・ 住宅地や学校、商業施設に近接し、歴史的にも地域住民との関わりが深いといった他の県立施設にはない特色がある。

#### (イ) 検討状況

- ・ 地域からは、敷地・建物を地域の子育てや孤独・孤立対策、防災などの社会課題の解決に活用することについて期待する声が寄せられ、今後、地元自治会や地域で活動するNPO等との協働について検討を進めることが期待されており、その取組は県内他施設のモデルケースにもなり得る。
- ・ 地域生活移行先となるグループホーム等の開拓を進め、施設利用者の流動性を高めて新たな利用ニーズにも対応していく必要がある。
- ・ 県は、他の県立施設や民間施設との責任・役割の分担を進め、県全体で真に施設利用が必要な重度障害者の暮らしを支える必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。

#### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 本施設に期待される役割を果たすために、県立施設として、県の障害福祉施策の中心的な役割を果たすとともに、新たな社会課題の解決に先駆的に取り組むなど、県内他施設のモデルケースと

なるよう、指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

## イ 津久井やまゆり園

### (ア) 現状

- ・ 令和3年の再整備後、5年が経過したが、当事者目線の支援の実践や地域生活移行の取組は、まだ道半ばである。
- ・ 園の取組を更に推し進めていくためには、現在の施設運営体制と職員配置を継続していく必要がある。
- ・ 津久井やまゆり園事件後、毎年追悼式を実施するなど共生社会の実現に向けた発信拠点となっている。

### (イ) 検討状況

- ・ 本施設は、中山間地域に所在し、高齢化・過疎化の進展や、地元の市立診療所が他地域の診療所との統合が進められるなど、他の県立施設と異なる特別な地域事情のもとにある。
- ・ そうした中にもあっても、指定管理者は地域での活動拠点として従たる事業所の開設等を進めてきたが、旧津久井郡内は障害福祉サービス事業所が限られ、昼夜分離を進められる環境に乏しく、通過型施設としての地域生活移行を進めるためには、県としても、更に工夫を重ねていく必要がある。
- ・ 民間法人への移譲等を検討する場合、本施設は、定員規模（66人）に比して、敷地・建物等のハード面が大きく、国報酬を基軸とした収入体系でこれを維持していくことは困難である。
- ・ 今後も、県として、津久井やまゆり園事件に対する継続的関与が必要であるとともに、先駆的な意思決定支援の実績を生かした当事者目線の支援の実践や人材育成を進める必要がある。

### (ウ) 基本的な方向性

- ・ 事件を経験した施設として、共生社会の実現に向けた発信拠点として、現在進めている農福連携など「ともに生きる社会かながわ憲章」を実践するモデル施設としての取組の充実化を図ることが必要である。
- ・ 特有な条件下にある施設としての役割を果たすためには、県立施設として安定した施設運営を支えることが欠かせないことなどを踏まえ、指定期間終了後のあり方を引き続き検討する。

## ウ 愛名やまゆり園

### (ア) 現状

- ・ 現指定期間において、具体的な目標を定めて地域生活移行に取り組む、利用者は、90人（定員120人）まで減少している。
- ・ 指定管理者は、現在の多床室を解消し、一人ひとりの障害特性に応じた生活環境を用意するため、60人程度まで定員規模の縮小を目指し、取り組んでいる。

### (イ) 検討状況

- ・ 本施設は、県全域からアクセスがしやすく、障害福祉サービス事業所をはじめ、地域資源が豊富な県央地域に立地しており、こうした特色を持つ本施設を、中井やまゆり園とともに県立福祉機構が一体的に運営することにより、障害者の地域生活実現に向けた研究の更なる進展が期待される。
- ・ 建物は、多床室が多く老朽化が進んでいるため、県は、小規模化に合わせ個室化などの改修を行うとともに、設備の修繕等を行う必要がある。
- ・ また、地域資源が豊富な地域の特性を生かし、積極的に地域生活移行を進め、入所規模の更なる小規模化と短期入所の拡充など、地域生活支援拠点化を進めることを検討する。

### (ウ) 基本的な方向性

- ・ こうした本施設に期待される役割を果たすため、県立福祉機構による運営への移行を視野に入れて、引き続き検討する。
- ・ 移行後は、当該地域で現指定管理者をはじめとする民間法人やNPO等が築いた多くの社会資源と連携して、地域の障害福祉のニーズを受け止めるモデル地区を作り上げることが期待される。

(参考：県立施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法 指定管理者 指定期間	主な 対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的	140人	築25年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体	40人	築22年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理 同愛会・白根学園 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理 かながわ共同会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的	66人	築3年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	120人	築39年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理 かながわ共同会 平成28年4月から 令和10年3月まで	知的	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理 清和会 令和5年4月から 令和10年3月まで	知的 (児・ 者)	40人 112人	築42年 (多床室中心)

## 6 県立中井やまゆり園における利用者支援等の改善について

令和5年7月末に策定し、令和7年8月に改定した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」(以下「アクションプラン」という。)に基づく利用者支援等の改善について報告する。

### (1) アクションプランの推進

アクションプランに掲げる4つの柱ごとに取組を進めている。

#### ア 人生に共感し、チームで支援する

これまでどのような人生を歩んできたのか、生育歴から利用者の人生を理解し共感するため、その充実に向けて取組を進めている。

- (ア) カンファレンスを通じた生育歴の理解と人となりシートの作成
- ・ 利用者82名中77名のカンファレンスを実施  
(令和5年7月～令和8年1月末までの実績)

#### イ 暮らしをつくる

施設の中だけで完結していた暮らしから、当たり前前に地域で活動する暮らしに向け、次の取組を進めている。

- (ア) 秦野駅前拠点「らっかせい」での活動の充実
- ・ 花壇整備や公園清掃に加え、商店街でのリサイクル活動の開始
  - ・ 利用者実人数69名、延べ1,068名が参加(令和7年度実績、令和8年1月末時点)
- (イ) 近隣農家や他事業所との連携による、農作業を通じた地域連携の取組
- ・ 農業に精通した社会福祉法人の指導のもと、夏野菜の苗植えから収穫に利用者が参加
  - ・ 利用者と地域の小学生等と一緒に麦畑で農作業を実施
- (ウ) 園外の事業所への通所
- ・ 体験利用を含め、通所事業所へ34名、グループホームへ3名が利用(令和7年度実績、令和5年7月～令和8年1月末の間にグループホームへ移行した利用者は除く。)
- (エ) モデル寮の設置(令和7年4月)
- ・ 特定の寮を園長直轄のモデル寮と位置づけ、日常的にモデル寮の全ての利用者が園外で活動し、地域とつながる実践

- ・ 令和7年6月から、全ての利用者が地域の中で日常的に農作業や清掃活動等の活動を開始

## ウ いのちを守る施設運営

- ・ 昨年度、障害福祉分野で活躍していた医師を医務統括として、医療安全問題に関して実績豊富な看護師を医務統括補佐として配置し、園の医療体制の拡充を図った。
- ・ 一人ひとりの利用者の状態を改めて把握し、支援を見直す等、利用者一人ひとりのいのちを守る取組を進めた結果、健康診断の血液検査が2年前と比べて、全体として改善傾向にある。

## エ 施設運営を支える仕組みの改善

- ・ 虐待防止に対する基礎知識の習得に加え、虐待事案等の振り返り等を行う虐待防止研修を盛り込んだ研修計画を作成し、9月から研修を順次実施している。

## (2) アクションプランの主な成果と課題（案）

### ア 人生に共感し、チームで支援する

(成果)

- ・ 生育歴や人となりシートの作成を通じて、利用者本人への理解と共感を支援の土台とする方向性が明確になった。

(課題)

- ・ 生育歴や人となりシート見直しのためのカンファレンスが計画的に実施できておらず、園全体でのマネジメントが不足していた。
- ・ 利用者面談や本人参加が必要な会議の実施が徹底できておらず、制度や手続きの必要性に対する理解が担当者に浸透できていなかった。

### イ 暮らしをつくる

(成果)

- ・ 身体拘束の減少（R2.12・61件→R7.12・1件）
- ・ 「らっかせい」等を活用し、園外活動を充実させた。
- ・ 新たにモデル寮を設置し、更なる園外活動の実践と日中活動体制の再編を行った。
- ・ 定期開催の徹底により、利用者自治会活動を充実させた。

(課題)

- ・ 園外活動が困難な利用者への対応が不十分であり、更なる実施方法の工夫と体制の強化が必要。

## ウ いのちを守る施設運営

(成果)

- ・ 医務統括及び医務統括補佐の設置や医務統括アセスメントの実施により、医療提供体制の見直しを行った。
- ・ 専門家による指導や利用者評価を充実させ、嚥下障害の生じやすい利用者への食事支援について強化を図った。

(課題)

- ・ 利用者全員の健康リスクを見える化し、日々の支援を通じて、利用者の体調の変化や異変に気づき、遅滞なく必要な医療や救急対応につなげる体制の構築は不十分であり、職員の意識改革やマニュアルの整備等が課題。

## エ 施設運営を支える仕組みの改善

(成果)

- ・ エラー&グッドプラクティスレポートシステムを導入し、本庁と園が日々の支援を振り返ることによるPDCAサイクルの改善を図った。
- ・ 虐待防止研修の内容見直しや医療・健康管理に関する研修の充実など、研修実施体制の改善を行った。

(課題)

- ・ 利用者満足度調査について、利用者意見の聴取方法は試行錯誤しながら取り組んでいる状況であり、本人の意思を適切に反映させる手法の確立が課題。
- ・ 集合研修の徹底ができておらず、自席での動画視聴などの研修実施における効果検証が課題。

### (3) 今後について

外部の専門家等によって構成される「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」(以下「アドバイザー会議」という。)において、アクションプランの全体評価を行うに当たり、個別支援計画作成過程における利用者参加が適切に行われていなかった事案など、新たに生じた問題への対応も踏まえながら、個々の取組実績だけでなく、アクションプラ

ンの実施によって、利用者の暮らしや施設そのものがどのように変化したのかを示していく必要があるとの指摘があった。

については、今後、アドバイザリー会議での更なる議論を行うことで、アクションプランの実施による効果や、今後継続して改善を進めるべき課題など、県としての政策評価をとりまとめていく。

#### (参考：アドバイザリー会議の開催状況)

- 第1回 開催日 令和7年7月29日（火）  
議 題 ・ 福祉的な検証について  
・ アクションプランについて
- 第2回 開催日 令和7年9月18日（木）  
議 題 ・ 福祉的な検証の進め方について  
・ 個別検証の実施
- 第3回 開催日 令和7年10月29日（水）  
議 題 ・ アクションプランの取りまとめについて  
・ 個別検証の実施
- 第4回 開催日 令和7年11月17日（月）  
議 題 ・ 福祉的な検証の進め方について  
・ 個別検証の実施
- 第5回 開催日 令和7年12月17日（水）  
議 題 ・ 個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件  
について  
・ 福祉的な検証の進め方について  
・ 個別検証の実施
- 第6回 開催日 令和8年1月20日（火）  
議 題 ・ アクションプランの進捗状況について  
・ 福祉的な検証の論点について  
・ 個別検証の実施
- 第7回 開催日 令和8年2月2日（月）  
議 題 ・ 福祉的な検証結果のとりまとめについて  
・ アクションプランの評価について

## 7 県立中井やまゆり園において利用者本人参加による個別支援計画の作成を適切に行っていなかった件について

県立中井やまゆり園（以下「園」という。）では、個々の利用者の目標や支援内容を定める個別支援計画の作成に当たり、利用者との面接を行って実施するアセスメントと、その後、具体的な個別支援計画を作成する会議に利用者本人が参加できていないことなどを確認した。

本件について、外部有識者による検証を行い、このたび、最終報告書が提出されたので報告する。

### (1) 報告書の概要

#### ア 検証の概要

##### (ア) 外部有識者

TMI 総合法律事務所（東京都港区）

##### (イ) 期間

令和8年1月9日～2月26日

##### (ウ) 検証対象

a アセスメントは、利用者には面接して行わなければならないとされているが、面接の記録がないなど、適切に行っていなかったこと（瑕疵①）

b 個別支援計画を作成する会議には、原則として利用者本人が同席した上で行わなければならないこととされているが、同席していなかったこと（瑕疵②）

c これまで作成してきた個別支援計画について、利用者本人に丁寧に説明していなかったこと（瑕疵③）

d 個別支援計画が作成されず、会議録、開催諸記録も作成されていないこと（追加瑕疵①）

e 個別支援計画の後見人等による同意が取得されていないこと（追加瑕疵②）

f アセスメントシートの添付がなく、モニタリング記録が作成されていないこと（追加瑕疵③）

g その他、園の個別支援計画の作成の不備

##### (エ) 方法

a 個別支援計画作成に係る一連の書類及び実際の計画の確認

b 県職員（園幹部職員、本庁職員）からのヒアリング

c 利用者の生活状況の視察

## イ 検証の結果（報告書の要約）

### (ア) 瑕疵①について

#### a 確認

- ・ 園では利用者の本人とアセスメント等のため、特別に「面接」という機会を設けていなかった。
- ・ 利用者の担当職員が日常生活の中で日々利用者と対面し、丁寧に観察し、利用者の意向、嗜好等を把握し、記録し、把握した事項は、個別支援計画作成に参照、反映されていた。

#### b 結果

- ・ 利用者本人との特段「面接」について、形式的に場を改めた面接の形態を採っていなかった。
- ・ 日常生活の支援の中で、実質的にはこれを実施していたと評価できる。
- ・ このため、報酬減算の根拠とはなり得ない。

### (イ) 瑕疵②について

#### a 確認

- ・ 個別支援会議について、園では本人同席措置は取られておらず、令和6年度以降、施設基準が定める所定の手続からの逸脱があった。

#### b 結果

- ・ 介護給付費の減算事由にあたるかの検証については、日常生活を通じて利用者の意向を確認し、計画へ反映させていたと認められること、
- ・ 計画作成のプロセスのうち、形式的にその一部を充足していない点があったとしても、そのみをもって一連の業務が適切に行われていないと評価されないと解されること、
- ・ 以上から、この件だけをもって、直ちに減算事由には該当しない。

### (ウ) 瑕疵③について

#### a 確認

- ・ 本施設において、利用者本人への個別支援計画の説明は実施されていなかった。

#### b 結果

- ・ 園においても、家族・後見人への個別支援計画の説明及び同意取得は行っていたことから、施設基準の要件を充足しており、施設基準からの逸脱はないと評価できる。

- ・ このため、報酬減算の根拠とはなり得ない。

(エ) 追加瑕疵①について

a 確認

- ・ 利用者1名について令和6年度上半期の個別支援会議が開催されず、会議に出席すべき各担当者への回覧、決裁を経て作成されていた。

b 結果

- ・ 回覧による方法は、双方向の意見交換ができず、会議を開催したと評価し難く、施設基準を逸脱するものと評価される可能性は否定できない。
- ・ もっとも、回覧の過程で担当者からの意見や異議の機会は確保されており逸脱の程度が著しいとは評価されない。
- ・ この瑕疵のみにより直ちに減算事由に該当すると評価することは相当ではない。

(オ) 追加瑕疵②について

a 確認

- ・ 利用者1名について令和6年度下半期から令和7年度下半期の3期に渡り、後見人から個別支援計画の同意を得ていなかった。

b 結果

- ・ このことは、施設基準から逸脱するものと評価される。
- ・ 一方で、園は、後見人に制度の説明をし、その理解を得るために時間を要しているなどやむを得ない側面がある。
- ・ 令和6年度以降の個別支援計画について、利用者本人の意思を反映させた計画が作成されていないという評価に直結するとまではいえず、この瑕疵のみをもって直ちに減算事由に該当すると評価することは相当ではない。

(カ) 追加瑕疵③について

a 確認

- ・ 過去5年間において、利用者12名分の個別支援計画にアセスメントシートの添付が確認されず、利用者1名についてモニタリング記録が確認できなかった。

b 結果

- ・ アセスメントシート作成自体は施設基準に義務付けられておらず、未作成のみをもって施設基準からの逸脱があるとは評価できない。

- ・ モニタリングについては、記録が義務付けられており、施設基準から逸脱があると評価される。
- ・ しかし、モニタリング記録は適切に行われる必要があるものの、その前提としてモニタリング自体が適切に実施されていることを前提にすれば記録が作成されていないことのみをもって、利用者の意向を反映した計画の策定を定める趣旨を直ちに没却するものであるとは認めがたく、直ちに減算事由に該当すると評価することは相当ではない。

(キ) 減算事由への該当性の検討

- ・ 前記瑕疵②及び追加瑕疵①から③について、いずれも個々の手続的瑕疵の存在が直ちに減算事由に該当すると評価することは相当ではない。
- ・ もっとも、園における個別支援計画作成の一連のプロセスにおいて、施設基準に照らし不十分な点があり、個別支援計画作成過程を一連のものと評価した結果、減算事由に該当すると評価される余地がある。
- ・ 仮に、瑕疵②及び追加瑕疵①から③について、瑕疵が重複して生じている場合には、各瑕疵が単独で減算とは評価されなくても計画作成過程の全体評価として減算事由に該当すると評価される余地がある。

(ク) 結語

- ・ 園において指摘されている個別支援計画作成手続上の瑕疵①から③、追加瑕疵①から③について、障害者総合支援法その他関係法令、告示、通達等の基準などを総合的に考慮した結果、個々の瑕疵が直ちに介護給付費の減算理由に該当すると評価することは相当ではないと考えられる。
- ・ 園では個別支援計画の作成マニュアルを作成していたが、その後の職員への周知や研修などの取組は十分になされず、マニュアルの遵守が徹底できなかつたことは反省点である。
- ・ 園においては、施設運営の改善に加え、今後法令遵守の重要性を改めて認識し、マニュアル等の作成に加えて、職員に周知徹底し、継続的な研修等により業務運営に反映させることまで含めた法令遵守体制を整備することが求められる。
- ・ また県においては、特に制度改正に関する事項については、障害者支援施設をはじめとする事業者が円滑に対応できるよう、その内容や趣旨をわかりやすく整理した上で、適切な周知及び情報

提供を行うことが求められる。

## (2) 最終報告書を踏まえた県の考え

園が当事者目線の支援からかけ離れていたことはいうまでもなく、最終報告書においても、個別支援計画作成に係る手続について、施設基準からの逸脱や法令遵守の体制整備の必要性が指摘されたことを踏まえ、徹底した改善に取り組んでいく。

## (3) 介護給付費の返還

最終報告書では、個別支援計画の作成過程全体を通じて、利用者本人の意思の把握や反映が実質的に確保されていない場合は、減算事由に該当するか検討を要するとされた。

県は、こうした見解を踏まえ検討した結果、アセスメント面接の未実施に加え、アセスメントシートの未作成、令和6年度以降個別支援会議への本人不参加が重複していた利用者11名の介護給付費について、計画作成に係る一連の業務が適切に行われておらず、個別支援計画未作成減算に該当すると判断し、園は、約3,000万円（概算）を該当市町村に返還する。

## (4) 今後の取組

### ア 改善・再発防止

しっかり当事者に向き合い、寄り添うことができていなかった今回の瑕疵について、施設基準からの逸脱が指摘されたことを、園及び本庁は重大に受け止め、利用者の意思を尊重し、意思決定支援の推進を踏まえた改善及び法令遵守の徹底のため、以下に取り組む。

#### (ア) 園職員の意識改革、資質向上

サービス管理の知識、技量向上のための研修

障害福祉サービスの法令、政省令、告示等の遵守のための研修

職員一人ひとりの意識改革に向けた取組

#### (イ) 運営指導、監査の見直し

本庁監査体制の強化

当事者目線の支援、意思決定支援の徹底を施設の自己点検に追加  
運営指導等の着眼点に追加

(5) 取組のスケジュール

令和8年2月 園内職員研修等の実施

4月 運営指導等の実施体制の見直し

<別添参考資料>

参考資料1 神奈川県立中井やまゆり園の個別支援計画作成手続における  
手続瑕疵について（最終報告書）

## 8 中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について

神奈川県立中井やまゆり園（以下「園」という。）において、「数多くの違法ないし不適切な利用者支援が行われている」とする「告発状」が、令和6年11月7日付けで県の内部通報窓口へ提出された。

内部通報外部調査員である池田耕介弁護士（以下「外部調査員」という。）の指示の下、内部通報窓口において調査を行い、その結果を園に通知したところ、園から対応結果が提出され、これを公表したので報告する。

### (1) 調査の実施

内部通報窓口では、外部調査員の指示により通報内容を21の調査項目に整理し、医療・福祉の専門的知識を要する14項目については、学識経験者による「中井やまゆり園内部通報調査委員会」（以下「調査委員会」という。）において調査を実施し、他の7項目は内部通報窓口のみで調査を行った。

### (2) 調査・検証結果

調査委員会で調査した14項目については、6項目で法令違反（医薬品安全管理責任者未設置等）及び不適切事項（健康診断結果を家族に伝達していなかったこと等）が認められた。また、より良い施設運営のための「提言」などが出された。

なお、内部通報窓口のみで調査した他の7項目については、法令違反及び不適切事項は認められなかった。

### (3) 園の対応

法令違反（医薬品安全管理責任者未設置等）及び不適切事項（健康診断結果を家族に伝達していなかったこと等）については、大半は既に改善措置を講じており、未了のものについても、今年度中に対処を完了する予定である。

また、提言については、利用者の生活をより良いものにするための貴重な内容であり、当事者目線の障害福祉を目指す園として真摯に受け止め、職員全体に周知・共有し、今後の利用者支援に誠実に取り組んでいく。

#### (4) 調査委員会からの総括的な提言

調査委員会からは、個別の調査項目とは別に、全体を総括する形で次のア～キの7つの提言が出されている。

- ア 利用者の高齢化、重度化への対応について
- イ 人員体制の充実強化について
- ウ 各利用者の特性に応じた支援方法の検討について
- エ 切れ目のない支援ができる体制整備について
- オ 本人、家族・後見人等とのコミュニケーションの充実について
- カ 職員間の良好な関係の構築について
- キ 当事者目線の障害者福祉実現に向けた取組について

(参考) 中井やまゆり園内部通報調査委員会委員名簿 (五十音順)

氏名	就任時役職	区分	備考
伊藤 崇博	社会福祉法人常成福祉会理事長	障害福祉	
小澤 温	筑波大学名誉教授	障害福祉	委員長
渋谷 治巳	一般社団法人REAVA理事長	障害福祉	
野村 健介	島田療育センター医務部長兼外来統括	医療	
山崎 祥光	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー弁護士	法律 医療	委員長 代理

#### <別添参考資料>

- ・参考資料2 「中井やまゆり園利用者支援等に関する内部通報について (概要)」
- ・参考資料3 「令和8年1月26日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書 (神奈川県公正・透明な職場づくり相談窓口)」
- ・参考資料4 「令和8年1月23日 中井やまゆり園内部通報事案調査結果報告書 (別冊) (中井やまゆり園内部通報調査委員会)」

## 9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の設立について

令和8年4月に設立予定の地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「法人」という。）の概要と中期計画（案）について報告する。

### (1) 法人の概要

#### ア 法人の名称

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構

#### イ 設立目的

この法人は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的とする（定款・中期目標より）。

#### ウ 定款

令和7年第1回定例会で議決

#### エ 設立時期（予定）

令和8年4月1日

#### オ 法人運営の基本方針

- (ア) 当事者目線による地域生活支援の実践
  - ・ 当事者目線の生活支援
  - ・ 地域生活移行（新たな活動拠点の設置、グループホームの設置）
- (イ) 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進
  - ・ 当事者研究（当事者と支援員が徹底的に対話を重ねて課題を明らかにし、当事者の目線に立って解決策を探し、実践していく）
  - ・ 効果検証（利用者の声なき声が見える化、支援効果の見える化）
  - ・ 科学的根拠に基づく生活支援計画の作成及び実践
- (ウ) 当事者目線の支援を実践する人材の育成
  - ・ 中長期的な戦略の下での人材の確保・育成の推進
  - ・ 効果的なOJTの実施と計画的なOFF-JTの機会の設定
  - ・ ミーティング、カンファレンスの充実

- ・ 民間施設・事業所との合同研修・職員交流の推進、シンポジウムの開催
- ・ 職員が自己実現を目指すためのキャリアパスの構築
- (エ) 県直営時の中井やまゆり園における課題を踏まえた確実な改善
  - ・ 個別支援計画の作成における本人参加を含む必要な手続の見える化、職員に対する研修及び定期的な実施状況の確認
  - ・ 医療アセスメントに基づく日々の支援を通じた健康管理
- (オ) 地方独立行政法人制度の特長を生かした理事長中心の組織マネジメント
  - ・ 迅速な意思決定による事業の機動的な執行及び進捗管理
  - ・ 柔軟な人事制度による効果的な人材確保及び職員配置
  - ・ ハラスメントのない風通しのよい職場づくり
- (カ) 法人運営の見える化
  - ・ 議会から提案のあった第三者機関の設置
  - ・ 県との定期的な意見交換の実施
  - ・ 県による監査や評価委員会への対応

## カ 組織体制

### (ア) 職員確保の状況

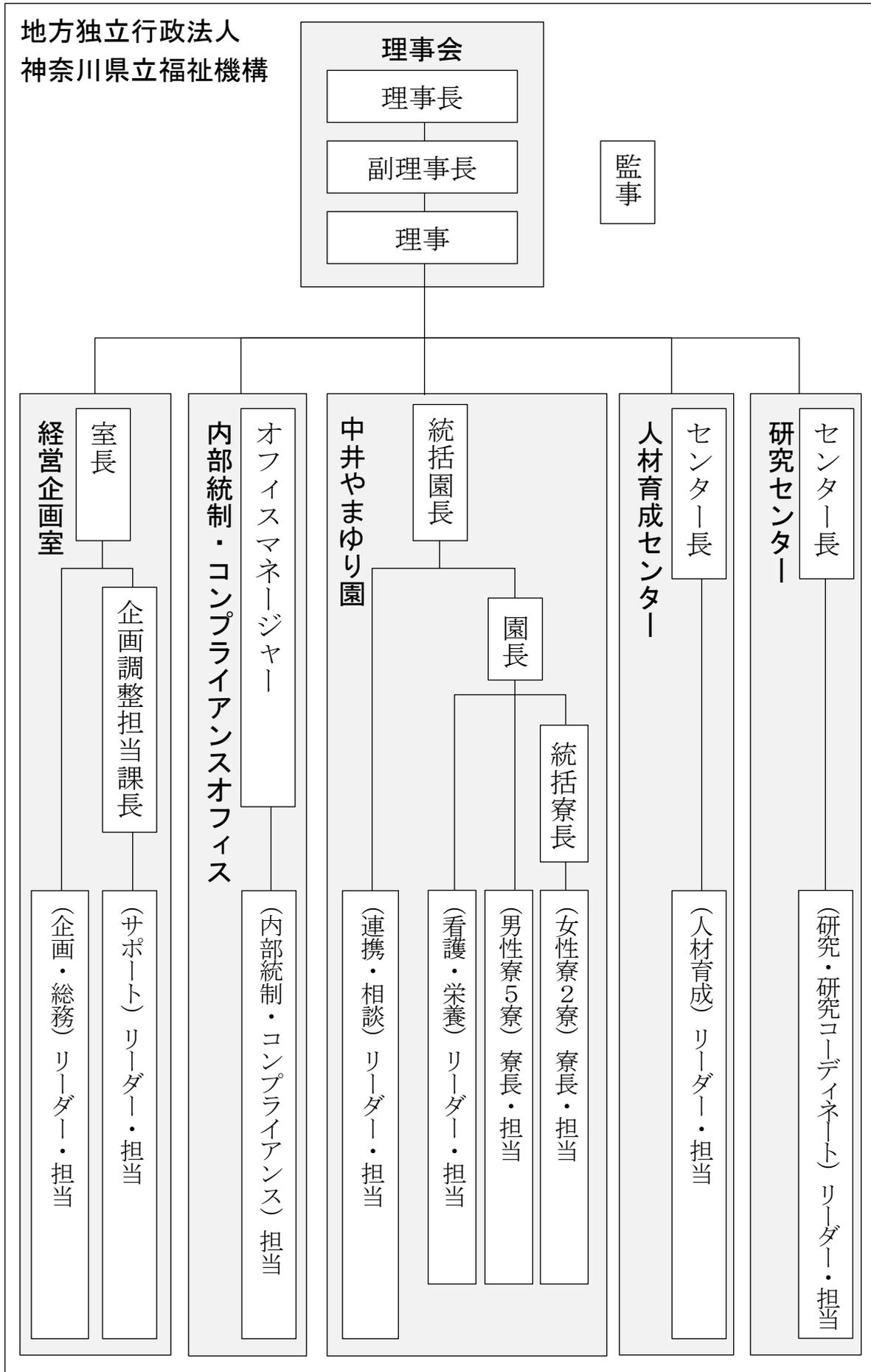
区 分	必要 人員	確保人員（見込）		備考	
		内定者	県派遣		
福祉職	132	139	98	41	
事務職	30	28	10	18	
看護師 栄養士	6	6	4	2	
研究職	3	0	0	0	法人設立後採用
運転員	1	1	1	0	
合 計	172	174	113	61	

※内定者数は、すでに辞退の意向を示した者を除く

※県派遣は見込数

※福祉職には、経営企画室等に配属される職員を含む

(イ) 組織体制



## 《組織運営上のポイント》

- ① 当事者目線の支援を実践する人材の育成、研修
  - ・ 職員倫理を基底においた支援の定着を図る。
  - ・ 直営時の中井やまゆり園において個別支援計画の作成が適切に行われていなかった問題を踏まえて、組織全体に「当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の理念を浸透させるため、法人の全職員に対して継続的に理念研修を実施する。
- ② 多職種連携による実践の強化
  - ・ 多職種カンファレンスを実施し、支援の質の向上のため、現場の支援員が抱える課題について、様々な専門職との間で対応方針を検討し、現場での実践につなげる。
- ③ 組織横断的な対応力の確立
  - ・ 法人内に常設のサポートチームを設置し、役員と現場をつなぐ役割を果たしながら、組織横断的に課題に対応する。

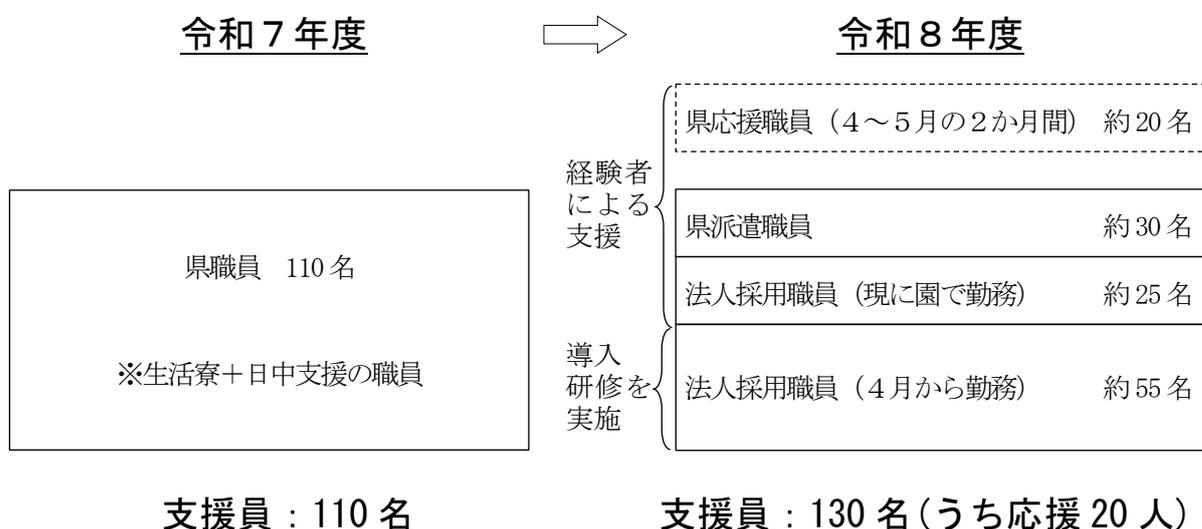
### (ウ) 支援の継続性

利用者が急激な支援員の変更により不安になることを軽減するため、現に中井やまゆり園に勤務している県職員を派遣する。

これにより、寮の支援体制は、今年度支援を行っている職員と法人採用の職員が約半数ずつになる。

加えて、4月から5月までの2か月間、法人職員への業務の引継ぎを行うため、県の応援職員を約20名配置する。

### 《参考：寮運営における支援員の配置イメージ》



## キ 魅力ある職場づくり等

### (ア) 職員宿舎等

- ・ 秦野駅周辺に新たに職員宿舎（14室）を借り上げ、園隣接宿舎と併せて24室を整備
- ・ 早番、遅番や夜勤など全勤務シフトに対応した送迎車を準備（秦野駅～中井やまゆり園など）

### (イ) 事務棟・シンボルマーク

- ・ 新たに設置する事務棟（仮設）に利用者、家族、職員の交流スペースを確保
- ・ 法人のシンボルマーク「K a n a W e l（カナウエル）」



## ク 予算

### (ア) 令和8年度支出額・収入額

項目	令和8年度予算額（千円）
支出	3,516,631
維持運営費	659,430
事業費	314,120
人件費（退職手当含む）	2,160,639
大規模改修費等	382,442
収入	3,516,631
運営費交付金	3,083,126
事業収入	422,833
その他収入	10,672

### (イ) 料金の上限

#### a 趣旨

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第23条の規定に基づき、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならないとされ、また、設立団体の長は、その認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされている。

法人は令和8年4月に設立予定であり、現時点で存在しないため、知事に認可を求めることができず、また、知事は認可に当たって今定例会において議決を受けることができない。

一方、法人は設立時から料金の徴収を行う必要があるため、地方自治法第179条により、知事が認可について専決処分を行い、令和8年第2回定例会において、県議会の承認を求めることを想定している。

b 料金の上限の設定に当たっての基本的な考え方

神奈川県立の障害者支援施設における使用料及び手数料の徴収については、神奈川県立の障害者支援施設に関する条例（平成18年神奈川県条例第5号）第9条等で定めており、法人の料金の上限の設定に当たっては、これを踏襲する。

c 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の料金の上限（素案）

区分	上限額
障害福祉サービス	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第3項に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額（消費税及び地方消費税を課される場合においては、当該額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率に1を加えた率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。）
診療	神奈川県立煤ヶ谷診療所条例（昭和39年神奈川県条例第41号）第3条の規定による使用料及び手数料の額
診断書の交付	
証明書の交付	
意見書の交付	障害者総合支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第11条に規定する医師の診断の結果としての意見書作成に関して厚生労働省が定める対価の額

## (2) 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期計画（案）について

### ア 中期計画について

設立団体の長は、法に基づき、3年以上5年以下の期間において、地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを地方独立行政法人に指示することとされており、令和7年12月第3回県議会定例会において地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期目標が議決された。

この指示を受けて、地方独立行政法人は、法第26条第1項の規定に基づき、中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないこととされており、また、神奈川県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年神奈川県条例第28号）第3条第1号の規定に基づき、設立団体の長は、認可に当たり、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととされている。

令和7年12月第3回県議会定例会厚生常任委員会に報告した中期計画（素案）を基に検討を進め、中期計画（案）をとりまとめた。

### イ 県議会における主な意見

令和7年12月第3回県議会定例会厚生常任委員会において、次のとおり付帯意見及び質疑における意見があった。

#### (ア) 付帯意見

- ・ 中期目標（案）では、理念として当事者目線を掲げる一方、県立中井やまゆり園で、アセスメントの不備、個別支援計画を作成する会議への本人不参加、本人への説明不足があった。中期目標は、当事者目線の障害福祉が適切に実践されていることを前提に構築されているだけに、今回の事案は、県が推進してきた当事者目線の障害福祉の根幹を揺るがす看過できない重大な事態であり、当事者目線の障害福祉の実現には、当事者の意思を丁寧に確認することが不可欠であるとの原点を、職員一人ひとりが再認識すること。
- ・ これから策定される中期計画には、個別支援計画の作成過程における本人参加・説明・記録の徹底を含め、再発防止に向けた取組を具体的かつ明確に位置付け、質の高い支援が行えるよう取り組むこと。
- ・ 透明性を担保するためにも公平・中立的立場の外部有識者による点検を速やかに実施し、その結果を踏まえて指導・監査体制を

抜本的に見直すとともに、再発防止策を徹底し、実効性ある改善を着実に進めること。

(イ) 質疑における主な意見

- ・ 障害のある方々の命の尊厳こそ忘れてはならない命題で、人権意識こそ虐待を繰り返した中井やまゆり園はじめ、本県の施設が改めて認識しなければならない理念ではないか。
- ・ 「人権」「尊厳」という言葉が、中期目標に一言も見当たらない。
- ・ 入所者の人権、尊厳の尊重を明記するとともに、人権意識向上に向けた体系的な研修を位置付け、県として明確な姿勢を示すこと。

ウ 評価委員会における主な意見

令和8年1月22日に神奈川県地方独立行政法人神奈川県立福祉機構評価委員会を開催し、中期計画（案）について審議を行った。

（中期計画（案）に対する委員からの主な意見）

- ・ 個別支援計画を作っていなかったことに違和感を持っていても、言えなかったのではないか。そういう違和感を普段から言えることが大事である。
- ・ 何か疑問を感じたときに声を上げやすい心理的安全性の高い職場づくりのような表現を入れてもよいのではないか。
- ・ 中井やまゆり園では、利用者が外部の日中活動支援（生活介護）のサービスを利用するようになる一方で、他の施設利用者に対する日中活動支援が大きな機能になることを考える必要がある。
- ・ 新たな法人では、研究など一施設以上のことをやるために運営費が上乘せになるのだと思うが、何に必要であるかの説明が必要ではないか。

エ 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期計画（案）

別紙2のとおり

## 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構中期計画（案）

## 前文

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構（以下「福祉機構」という。）は、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の基本理念に基づき、障害者の地域生活を支援するとともに、科学的な福祉を研究及び実践し、そのために必要な人材を育成する拠点となり、福祉に関する諸課題の解決に広く貢献することにより、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現することを目的に設立された。

この目的を実現するため、福祉機構には、役職員一人ひとりが当事者の目線に立ち、個人の権利や尊厳、自己決定の尊重という基本を徹底するとともに、研究とその実践における当事者の参加を推進することにより、地域で生きづらさを感じる人の持つ可能性を広げていくことが求められている。

また、一人ひとりが互いに支え合うことのできる地域をつくるため、福祉機構が中心となって、地域の住民や企業等をはじめとする多様な主体との連携や交流を促進するとともに、広く当事者目線の支援を実践する人材を育成していくことも福祉機構に課せられた重要な責務である。

そこで、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 25 条の規定に基づき、神奈川県知事から指示を受けた令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間ににおける中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を、次のとおり定める。

## 第 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 当事者目線による地域生活支援の実践

#### (1) 豊かな暮らしづくりの実践

「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン～一人ひとりの人生を支援する～」を継承し、中井やまゆり園の利用者（以下「利用者」という。）をはじめとする障害者一人ひとりの豊かな暮らしづくりのため、次のア～エの取組を実践する。

#### ア 共感に基づくチームでの利用者支援

##### (ア) 共感に基づく支援

利用者の希望や意向等を十分にアセスメントし、その記録を行うとともに、利用者本人の自己決定のため、本人参加と丁寧な説明という基本を徹底する。特に、神奈川県（以下「県」という。）の直営の際に徹底されていなかった個別支援計画の作成をはじめとする法制度上の必要な手続の見える化を図り、職員に対する研修を行うとともに、その実施状況を定期的に確認することにより、計画的な支援に取り組む。

利用者一人ひとりの生育歴・生活歴、本人が大切にしてきたこと、困り事や生きづらさの背景、健康・生活上の留意点等を整理した生活史の

作成及び充実、利用者との面談を通じて、利用者の生き立ちを含む人生、日々の困り事や喜びへの理解を促進する。

また、地域における利用者の活動計画・目標の作成、日々の活動とその振り返りを通じて、利用者の変化と可能性に触れることにより共感を形成するとともに、利用者の状態や希望に応じた柔軟な判断に基づく寄り添った支援に取り組む。

**(イ) チームによる支援**

多職種や家族等のチームによるサービス等利用計画や個別支援計画の作成、カンファレンスやモニタリング会議を通じた支援の充実に取り組む。

**(ウ) 科学的根拠に基づく当事者目線による支援**

直接支援に関わる職員等が研究プロジェクトに参加することを通じて、支援の現場における課題を科学的な福祉の研究に反映するとともに、その成果を活用することにより、科学的根拠に基づく当事者目線による生活支援の実践に取り組む。

個別支援計画や利用者及び家族等への説明において、その支援の根拠を明確化する。

**(エ) ウェルビーイングを高める組織体制や働き方等の導入**

利用者・職員相互のウェルビーイングを高めるため、利用者の豊かな暮らしづくりと職員の働き方を両立させる組織体制、職員配置、勤務シフトの仕組み、人材育成・評価システムを構築する。

- ・ 職員間のコミュニケーションを充実させるためのフラットな体制の構築
- ・ 日中活動と夜間の生活支援を一貫して行う組織や勤務シフトの構築
- ・ 寮間を含む組織の横のつながりを生む仕組みづくり
- ・ 組織やチームの心理的安全性を含む心の状態、職員一人ひとりが大切にしている価値観や支援に対する考え方等の把握

**イ 日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践**

**(7) 利用者の変化と健康への関心の意識付け**

利用者の些細な変化に関心を持てるようにするため、すべての利用者に対して定期的な医療アセスメントを実施する。

**(イ) 科学的根拠に基づく当事者目線による健康管理**

専門職が研究プロジェクトに参加するとともに、県の未病施策などと連携することにより、利用者の心身機能の維持向上を図るため、科学的根拠に基づく当事者目線による健康管理を実践する。

直接支援に関わる職員と専門職が連携して健康管理のガイドラインを作成し、日常的に情報の共有を図りながら実践に取り組むとともに、その成果を見える化することにより、定期的なアップデートを検討する。

県と連携して、他の障害者支援施設等で利用できる健康管理のガイド

ラインを検討するとともに、日常的な健康管理の実践例等を発信する。

**(ウ) 地域における診療体制の充実及び質の向上**

県や医療機関等と連携し、地域の医療機関等に知的障害者の健康管理・医療問題や診療方法等に関する情報提供に取り組むとともに、施設と地域の医療機関、調剤薬局などの連携による医療・支援情報の共有化を検討する。

地域の医療機関及び相談支援機関等と連携し、地域の診療体制等の情報提供に取り組む。

**ウ 役割をつくるための日中活動の充実**

**(7) 地域活動の充実**

障害者の可能性と地域における役割を広げるため、生活介護事業所の設置・運営等を通じて、障害者の地域活動の充実に取り組む。

**(4) 地域の施設・事業所等との共同事業の実施**

地域の施設・事業所等と連携し、地域課題の解消に資する地域コミュニティの創出や運営等の共同事業を実施することにより、地域の理解や参加の促進に取り組む。

**(ウ) 科学的根拠に基づく当事者目線による日中活動**

科学的な福祉の研究の成果を活用し、日中活動における科学的根拠の明確化を図り、個別支援計画等に反映する。

他の施設・事業所等に対して、科学的根拠に基づく当事者目線による日中活動の実践例等を情報発信するとともに、職員交流等を通じて普及に取り組む。

**エ 暮らしの場の充実と地域生活移行**

**(7) 職住分離を基本とする生活の構築**

地域における暮らしをつくるため、職住分離を基本とする生活の実践に取り組む。

**(4) 地域における暮らしの場の確保**

現在の利用者の居場所を必ず確保することを前提に、一人暮らし、自宅や民間グループホーム等への移行に向けた調整に加え、県立グループホームの設置に取り組む。

県立グループホームの運営を通じた望ましい暮らしの場やそのための支援のあり方を検証し、県へ報告する。

**(ウ) 地域生活移行の推進**

多職種や家族等を含むチームにより意思決定支援を行い、地域生活体験やピアサポートなどを実施しながら利用者の望む暮らしの実現に取り組む。

地域生活移行計画を作成し、地域の住民、事業所、相談機関、医療機関及び行政機関等と調整し、地域の理解や参加を広げながら、着実に地域生活移行を進めることができるように、進捗管理に取り組む。

これまで地域生活移行が困難と考えられてきた利用者についても、中

井やまゆり園職員と利用者が一緒にグループホームへ移行する伴走型支援の実践などを通じて、地域生活移行ができるように積極的に取り組む。

地域生活移行スキームを整理し、民間法人や自治体等への普及活動に取り組む。

**(イ) 地域生活移行後のフォローアップ**

利用者や家族等の地域における暮らしに対する不安に寄り添い、利用者の地域生活移行後の定期的な移行先への訪問や連絡、そこでの生活状況の家族等への説明を行うほか、必要に応じて短期入所や再び地域で暮らせるようにするため期間を定めて再入所を受け入れるなど、継続的な地域生活移行・定着支援に取り組む。

**(オ) 施設規模の見直し**

通過型施設としての役割を果たしながら、暮らしの場として望ましい施設規模への見直しに取り組む。

**(カ) 通過型施設としての役割の確立**

一時的に地域での生活が困難となった障害者について、その人が置かれた環境や必要性を踏まえて、短期、長期に関わらず、期間を定めたいえで入所の受入れを行うとともに、家族や地域の関係機関と連携し、再び地域で暮らせるようにするための支援に取り組む。

通過型施設としての支援のスキームを作成するとともに、ホームページ、研修や障害者自立支援協議会等を通じて他施設、自治体等への情報の発信に取り組む。

**(キ) 中井やまゆり園のリノベーションや修繕等の実施**

中井やまゆり園の利用者のよりよい暮らしの場をつくるため、リノベーションを実施する。

柔軟・迅速な修繕等を実施するため体制及びスキームを構築し、暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するために修繕等に取り組む。

<目標項目・値>

(豊かな暮らしづくりの実践)

- ・ 利用者全員の生活史の作成・見直しを毎年度実施する
- ・ 利用者本人との面談数だけに着目するのではなく、利用者の声をしっかりと受け止めるような実質的な参加となる面談等を毎年度実施する
- ・ 利用者の生活史を活用し、利用者に対する理解や共感に基づく人材育成・評価システムを構築する

(日常的な生活支援に立脚した健康管理の実践)

- ・ 未病指標や低栄養診断のための GLIM (Global Leadership Initiative on Malnutrition) 基準などの観点を取り入れた新たな健康管理の評価指標を作成し、当該指標を踏まえた取組を実践する
- ・ 健康管理を通じた利用者の離床時間や外出時間の増加、利用者のウェル

ビーイングの向上等を一体的に評価する指標を作成し、当該指標を踏まえた取組を実践する

(役割をつくるための日中活動の充実、暮らしの場の充実と地域生活移行)

- ・ 利用者が地域の一員となるように、地域における活動を通じた地域の居場所、役割、あいさつや相談等のできる仲間の数等を踏まえた評価指標を作成し、当該指標を踏まえた取組を実践する
- ・ 地域における生活介護事務所の設置・運営等を通じて、地域の障害者を含む居場所づくりを進める
- ・ 日中活動の実践例の SNS による発信を毎年度 24 回以上行う
- ・ 中期目標期間にリノベーションを着実に実施する

## (2) 地域とのつながりをつくる連携の実践

利用者をはじめとする障害者と地域との関係やそこでの役割をつくるとともに、そうした地域をつなげて広めるため、次のア～ウの取組を通じて、地域の住民、企業、障害福祉サービス事業所、医療機関、相談機関、教育機関、公共交通機関、行政機関などとの連携を推進する。

### ア 関係をつくる

移行先地域の見える化や地域における生活体験や交流などを通じて、顔の見える関係づくりに取り組む。

### イ 役割をつくる

地域の事業所等と連携するとともに、相談支援等の法人の取組の中で把握した地域課題を共有し、その解消に資する活動や活動場所の創出に取り組む。

### ウ 地域をつなげて広める

他の施設・事業所等との支援に対する考えの共有、対話や振り返り、スーパービジョンや人材確保・定着・育成等につながる事業に取り組む。

地域資源の充実を含む地域づくりを促進するため、地域との関係や障害者の役割をつくる取組事例をホームページや障害者自立支援協議会等で発信するほか、県への政策提案や市町村への情報共有に取り組む。

## <目標項目・値> (再掲)

- ・ 利用者が地域の一員となるように、地域における活動を通じた地域の居場所、役割、あいさつや相談等のできる仲間の数等を踏まえた評価指標を作成し、当該指標を踏まえた取組を実践する
- ・ 地域における生活介護事務所の設置・運営等を通じて、地域の障害者を含む居場所づくりを進める
- ・ 日中活動の実践例の SNS による発信を毎年度 24 回以上行う

## (3) 望みに寄り添う相談支援の実践

地域の障害者の暮らしをつくるため、日々の困り事を把握するとともに、

相談支援事業所における相談支援を通じて、一人ひとりの望みに寄り添い、それぞれが必要とする支援につなげるほか、それらの中で把握した地域の課題等を踏まえて、地域における支援体制を充実するため、次のア～キの取組を実践する。

**(7) 生活支援との連動**

直接支援に関わる職員と連携し、生活支援と連動した相談支援を実践する。

利用者が外部の計画相談支援を利用できるよう支援する。

**(4) 科学的根拠に基づく当事者目線による相談支援の実践**

障害者の心身状態の見える化などの科学的な福祉の研究の成果を生かしながら、科学的根拠に基づく意思決定支援に基づく当事者目線による相談支援の実践に取り組む。

**(ウ) 困り事の把握と橋渡し**

地域の支援体制が見える化するとともに、日中活動の場などを活用して地域相談窓口を創設し、地域の障害者の困り事の把握と必要な支援への橋渡しに取り組む。

**(エ) 特定相談支援及び一般相談支援の実施**

指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所を設置し、計画相談支援及び地域相談支援を実施する。

将来的な他の相談支援事業所との協働による相談窓口の創設など、地域の障害者の支援体制の構築を進めるとともに、合同での事例検討やスーパービジョンなどを通じて相談支援の質の向上に取り組む。

**(オ) 発達障害者相談支援の実施**

神奈川県発達障害支援センターの相談機能を継続し、県の発達支援及び機関支援等の機能や発達障害者支援を行う機関との連携に取り組む。

**(カ) 地域生活移行後のフォローアップ（再掲）**

利用者や家族等の地域における暮らしに対する不安に寄り添い、利用者の地域生活移行後の定期的な移行先への訪問や連絡、そこでの生活状況の家族等への説明を行うほか、必要に応じて短期入所や再び地域で暮らせるようにするため期間を定めて再入所を受け入れるなど、継続的な地域生活移行・定着支援に取り組む。

**(キ) 法人の取組や政策形成への反映**

相談員の研究プロジェクトへの参加を通じて、相談支援の中で把握した課題等を科学的な福祉の研究へ反映するとともに、その現場における実践例を障害者自立支援協議会等を通じて共有し、連携による支援の充実に取り組む。

相談事例等を踏まえて、県への政策提案や市町村への情報共有に取り組むほか、将来的な職員交流や共同事業の実施等に向けて体制の構築に取り組む。

地域の相談支援体制の充実に向けて、地域において中核的な役割を果たす相談機関への発展を検討していく。

＜目標項目・値＞

- ・ 困り事相談を受ける地域相談窓口、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所を設置する
- ・ 年度計画において、困り事相談や相談支援事業所における相談支援の結果を受けて、必要な支援につながった件数や割合等の目標値を設定し、着実な実行及び見直しを実施する

## 2 科学的な福祉の研究に基づく当事者目線の推進

### (1) 障害者の心身状態の見える化に関する研究

障害当事者の生き立ちを含む人生、日々の困り事や喜びへの理解と共感を踏まえ、障害当事者等が参加する研究を実施し、障害者の心身の状態の見える化に関する研究を推進する。

効果検証に当たっては、民間事業者、企業や大学と連携し、複数の客観的な評価指標により、障害者の心身の状態を定量化し、見える化する。

### (2) ウェルビーイングを高める研究(有効な支援のあり方に関する研究を含む)

障害当事者の生き立ちを含む人生、日々の困り事や喜びへの理解と共感を踏まえ、障害当事者等が参加する研究を実施し、有効な支援のあり方に関する研究を含む、障害者と支援者双方のウェルビーイングを高める研究を推進する。

効果検証に当たっては、民間事業者、企業や大学と連携し、複数の客観的な評価指標により、障害者の健康維持管理や日中活動などの支援効果を検証する。

### (3) 県から指示を受けて実施する研究

県が施策として実施すべき研究については、県の指示に基づき計画的に実施する。

### (4) 当事者が参加する研究の推進と公正性の確保

障害当事者、その支援者や家族等の提案や現場職員の意見を踏まえて研究テーマを決定するとともに、障害当事者や現場職員等が研究員を兼務して研究に参加するプロジェクトチーム方式による研究の実施に取り組む。

また、研究における障害当事者等の参加方法、参加度や研究成果の社会への還元を明示した研究計画を作成するとともに、研究に対する倫理審査や障害当事者等も参加する評価の枠組みを通じて、研究の公正性を確保しながら、実践につなげられる仕組みづくりに取り組む。

## (5) 研究成果の社会への還元

学会、刊行物、講演会、法人のホームページ、SNS、地域における交流活動やイベント等を通じて、研究成果とその実践例の発信に取り組む。

また、大学等の教育研究機関、民間施設・事業所等と連携し、研究成果とその実践に関する発表や意見交換を行うとともに、将来的な学生や職員に対する研修、助言活動や職員交流等による人材育成に向けた仕組みづくりに取り組む。

県への政策提案や市町村への情報共有を行うことにより、施策との連動につなげていく。

また、大学・医療機関・行政機関・関係団体等と連携し、子ども、高齢者や支援を必要としている方等の福祉に関する諸課題への研究成果の適用につながる仕組みづくりを検討していく。

### <目標項目・値>

- ・ 障害当事者の参加を通じて、障害当事者の思いや困り事が反映されるような研究と実践との連動の仕組みや、研究及びその評価の体制を構築する
- ・ 研究計画、その成果や実践例の発信、発表や意見交換を令和9年度から毎年度24回以上行う。なお、令和8年度についても積極的な情報の発信等を行う
- ・ 研究成果の実践（実装）件数等の目標値について、第2期中期目標期間における目標値として設定できるよう検討する

## 3 当事者目線の支援を実践する人材の育成

福祉機構の職員一人ひとりが、法人の目的・理念の実現に向けて高い目標ややりがいを持って働くことのできるよう、効果的な研修やOJTの実施に加えて、職員間の共有や振り返り、更に企業等との交流等に積極的に取り組むとともに、それらを地域の施設・事業所等にも広げることにより、当事者目線の支援を実践する人材を育成していくため、次の(1)及び(2)の取組を行う。

### (1) 法人職員の育成

#### ア 基礎力や専門力を高める研修の実施

法人の目的・理念と職員の自己実現をリンクさせるキャリアパスを構築する。

また、法人の目的・理念の実現や当事者目線の支援を実践していくために必要な基礎力、実行力、専門性や意欲等を持った職員を育成する研修体系を構築するとともに、将来的に異業種を含む企業等との職員交流や合同事業等を実施するなど、外部機関と連携しながら効果的な研修に取り組む。

#### イ 現場における効果的な実践

一人ひとりの職員が設定した目標と習得度に応じた計画的なOJTの仕組みを構築する。

課題の共有や支援等の振り返りのため、日々の業務における効果的なミ

ーティング、カンファレンスや実践報告のほか、民間施設・事業所等との合同による研修や職員交流に取り組むとともに、将来的に実習やインターンシップの受入れ等も検討していく。

あわせて、職員が日々の業務における疑問や意見を率直に伝えることができ、また、自由で活発な議論を通じて支援を振り返り、見直すことのできるような環境づくりに取り組む。

また、職員の企画提案制度による新規事業の開拓や資格取得支援による専門力向上など、職員の意欲を高め、自律的な運営につなげるための自己研さんの仕組みを導入する。

## (2) 地域の施設・事業所等職員の育成

法人職員の育成に関する取組を踏まえて、研修機関や施設・事業所等との合同による研修、スーパービジョンや職員交流等に取り組む。

法人のホームページ、刊行物や学会等を通じて、法人の人材育成に関する取組の情報の発信に取り組む。

大学等の教育研究機関、民間施設・事業所等と連携し、将来的な学生や職員に対する研修、助言活動や職員交流等による人材育成に向けた仕組みづくりに取り組む。

## 4 地域共生社会の実現に向けた普及啓発

科学的な福祉の研究及びその当事者目線による実践の成果について、地域のイベント、ホームページ、SNS や刊行物等による発信に取り組む。

中井やまゆり園を拠点として、地域から共生社会を広めるシンポジウム、学校への出前講座や支援体験授業の実施を検討していくほか、日常的なボランティアの受入れや日中活動の場における交流・共同作業などを通じた普及啓発に取り組む。

県の地域共生社会の実現に向けた取組に協力していく。

### <目標項目・値（3及び4共通）>

- ・ 職員間の多様な意見を通じて取組や事案を評価する仕組みを構築する
- ・ 課題の共有や支援等の振り返りを行うカンファレンスを毎年度12回以上実施する
- ・ 日々の業務における疑問や意見を率直に伝えることができると考える職員の割合を80%以上とする
- ・ 日々のミーティング、カンファレンス、実践報告やエラー&グッドプラクティス・レポートシステム等において、1つの事案に対して複数の意見が出るなど、自由で活発な議論ができていると考える職員の割合を80%以上とする
- ・ 研修の受講により自らの能力が向上したと考える職員の割合を80%以上とする

- ・ 法人の目的・理念に関する研修会を毎年度 12 回以上実施する
- ・ 地域の施設・事業所等との合同研修を毎年度 4 回以上実施する
- ・ シンポジウムを毎年度 1 回以上開催する
- ・ ホームページ・SNS・刊行物等による発信を毎年度 24 回以上行う

## 第 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 運営体制の確保

#### (1) 業務の引継ぎ

利用者や家族等に寄り添い、県との間で丁寧に業務を引き継ぐことのできる体制を構築し、円滑な運営主体の移行に取り組む。

#### (2) 職員の計画的な確保と定着

SNS 等を活用して効果的な採用広報を行い、計画的な職員の確保を進めるとともに、業務における必要性を踏まえた適時適切な職員の採用に取り組む。

職員が法人の業務を通じて自己実現を図ることのできるキャリアパスを構築するとともに、職員の定着に向けて業務や職場の魅力向上に取り組む。

#### (3) 研究や人材育成等の業務実施体制の確保

利用者支援、研究と人材育成等の業務間や組織間のコミュニケーションを促進する体制を確保する。

### 2 組織及び人事配置の適正な運用

利用者の地域生活移行の状況に応じて、寮体制や職員配置の柔軟な見直しに努める。

### 3 その他 PDCA サイクルによる継続的な改善

#### (1) 適時適切な報告の仕組みの構築

法人の経営会議、エラー&グッドプラクティス・レポートニングシステム（日常の様々なエラー（改善すべき事例）や、グッドプラクティス（よい事例）を報告・共有する仕組み）や利用者の健康及び支援等に関する情報の一元化を図るための情報システムの導入等を通じて、法人内で適時・適切に情報を共有し、それを踏まえた業務運営の改善に取り組む。

#### (2) 利用者及び職員の満足度の把握と反映

継続的に利用者及び職員の満足度調査（心の状態を含む）を実施し、その結果を活用して、法人の業務運営の改善の見える化に取り組む。

#### (3) 組織マネジメントの強化

理事長をトップとする経営会議を通じて運営ビジョンを明確化し、全職員への研修等により徹底するとともに、それに基づく戦略的な人材の採用・育

成・定着、物資の調達や施設の活用、資金の管理や予算の執行、デジタル化の推進を含めた情報の活用等に取り組む。

＜目標項目・値＞（一部再掲）

- ・ 年度計画において、利用者の満足度を測る指標を目標値として設定し、その向上に取り組む
- ・ 職員間の多様な意見を通じて取組や事案を評価する仕組みを構築する
- ・ 日々の業務における疑問や意見を率直に伝えることができると考える職員の割合を80%以上とする
- ・ 日々のミーティング、カンファレンス、実践報告やエラー&グッドプラクティス・レポートシステム等において、1つの事案に対して複数の意見が出るなど、自由で活発な議論ができていると考える職員の割合を80%以上とする
- ・ 中期目標期間に情報の一元化を図るための情報システムを導入する

**第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置**

**1 自己収入の確保**

障害福祉サービス等報酬等の自己収入の確保に取り組む。

科学研究費補助金などの外部資金の獲得やその他の自己収入の確保に向けた営業活動に取り組む。

**2 経営資源の有効活用**

業務の外部委託や外部人材の活用による運営経費の見直し、土地及び建物等の有効活用等を通じて、必要なサービスを維持しながらコストの削減に取り組む。

**第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

**1 予算（令和8年度～令和12年度）**

別表1のとおり。

**2 収支計画（令和8年度～令和12年度）**

別表2のとおり。

**3 資金計画（令和8年度～令和12年度）**

別表3のとおり。

**第5 短期借入金の限度額**

**1 短期借入金の限度額**

8億円

## 2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び予見できなかった不測の事態の発生等により、緊急に支出をする必要が生じた際に借入するため。

**第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画**  
なし。

**第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画**  
なし。

## 第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合、科学的な福祉の研究・当事者目線の支援を実践する人材の育成に係る充実強化、組織運営の改善及び当事者目線の支援に係る施設・機器整備等に充てる。

## 第9 その他業務運営に関する重要事項の目標を達成するためとるべき措置

### 1 施設設備の維持管理、リノベーションの実施

柔軟・迅速な修繕等を実施するため体制及びスキームを構築し、暮らしの場にふさわしい生活環境を維持するために修繕等を行うとともに、中長期の修繕実施計画に基づき、計画的な修繕を実施する。

中井やまゆり園の利用者のよりよい暮らしの場をつくるため、リノベーションを実施する。

### 2 支援や運営の見える化、積極的な情報の公表及び県への報告

障害当事者や学識者等で構成する第三者機関を設置し、施設運営、研究や人材育成等の計画及びその実施状況等に関して意見聴取し、その結果の反映に努める。

家族会をはじめ家族等に寄り添った情報提供及びコミュニケーションに取り組む。

県との間で情報公表・報告基準を作成するとともに、研修を通じてマネジメント層へ当該基準の遵守を徹底するほか、全職員への周知を行うことにより、積極的な情報の公表に取り組む。

法人の経営会議にオブザーバーとして県を招へいするなど、県との定期的な情報共有・意見交換を実施する。

#### <目標項目・値> (一部再掲)

- ・ 中期目標期間にリノベーションを着実に実施する
- ・ 第三者機関への意見聴取を毎年度2回以上実施する

- |                           |
|---------------------------|
| ・ 県との情報共有・意見交換を毎月1回以上実施する |
|---------------------------|

## 第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

### 1 人事に関する計画

第2の1(2)「職員の計画的な確保と定着」及び同2「組織及び人事配置の適正な運用」に記載のとおり取り組む。

### 2 県からの長期借入金の限度額

なし。

### 3 積立金の処分にに関する計画

前期中期目標期間繰越積立金については、科学的な福祉の研究・当事者目線の支援を实践する人材の育成に係る充実強化、組織運営の改善及び当事者目線の支援に係る施設・機器整備等に充てる。

別表 1

## 令和8年度～令和12年度 予算

(単位：百万円)

区分	金額	内訳				
		地域生活 支援	科学的 福祉研究	人材育成	普及啓発	法人共通
収入						
運営費交付金	14,767	8,285	1,220	395	35	4,819
自己収入	2,295	2,245	0	0	0	50
事業収入	2,295	2,245	0	0	0	50
外部資金研究費等収入	0	0	0	0	0	0
補助金等収入	0	0	0	0	0	0
受託研究等・寄附金収入	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
計	17,067	10,532	1,220	395	35	4,873
支出						
業務費	11,554	9,894	1,220	395	35	0
人件費	9,178	8,453	455	265	0	0
業務運営経費	2,376	1,441	765	130	35	0
外部資金研究費等	0	0	0	0	0	0
一般管理費	4,219	0	0	0	0	4,219
人件費	1,814	0	0	0	0	1,814
維持運営費	2,405	0	0	0	0	2,405
施設等整備費	1,250	633	0	0	0	614
土地取得費	36	0	0	0	0	36
計	17,067	10,532	1,220	395	35	4,873

(注) 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

[人件費の見積] 中期目標期間中総額、10,840百万円を支出する(退職手当を含む)。

## 別表 2

## 令和8年度～令和12年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	16,602
業務費	11,531
人件費	9,178
地域生活支援経費	1,423
科学的福祉研究経費	765
人材育成経費	130
普及啓発経費	35
一般管理費	4,235
人件費	1,814
維持運営費	2,426
減価償却費	836
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	16,602
運営費交付金収益	13,522
事業収益	2,295
受託研究・人材育成等収益	0
財産運用収益	0
補助金収益	0
その他収益	0
資産見返運営費交付金戻入	576
資産見返物品受贈額戻入	209
純利益	0
総利益	0

(注) 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

## 別表 3

## 令和8年度～令和12年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	17,067
業務活動による支出	15,771
投資活動による支出	1,245
財務活動による支出	47
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	17,067
業務活動による収入	17,062
運営費交付金による収入	14,767
施設訓練等支援費収入	2,245
補助金等収入	0
外部資金研究・人材育成等による収入	0
その他の収入	50
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間からの繰越金	0

(注) 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。

また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

## 10 障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について

障害者支援施設や障がい者グループホームの利用を希望する方の実態調査について、昨年度調査結果を受けての対応と今年度調査の実施について報告する。

### (1) 昨年度調査結果を受けた対応について

#### ア 昨年度調査結果（令和6年12月調査）の概要

##### (ア) 障害者支援施設の利用希望状況

- ・ 利用希望者は757名で、知的障がいのある方が最も多く、区分5以上の方が641名（84.7%）を占めた。
- ・ 利用希望者のうち「今すぐにでも入所したい・させたい」は89名（11.8%）で、このうち虐待リスクが高いなどと判断される方は22名だった。
- ・ 希望理由は介護者の高齢化や病気など家族の事情が多く、障がい者本人による利用希望は少なかった。
- ・ 利用希望者の数には圏域ごとに偏りがあり、人口10万人あたりでの比較では4.7倍の差があった。

##### (イ) 市町村の状況

- ・ 一部市町村では福祉専門職の配置や研修機会がないため、支援困難ケースへの対応力が課題となっていた。

#### イ 障害者支援施設の利用の仕組みづくり

- ・ 入所先が見つかりにくい障害者について、短期入所を活用してアセスメントを実施し、その結果を障害保健福祉圏域に設置した協議の場で共有し、入所先や新たなサービスの利用について話し合う仕組みを検討している。
- ・ 県西圏域でのモデル実施について調整を進めている。

#### ウ 緊急時の仕組みづくり

- ・ 虐待リスクが高いなど緊急度が極めて高い方を対象とした緊急受入れを行う障害者支援施設の輪番制等の導入を関係施設と検討している。
- ・ 県西圏域でのモデル実施について調整を進めている。

## エ 社会資源の機能強化

- ・ 障害者支援施設等の空き情報（受入れ可能状況）を定期的に確認し、市町村へ発信する仕組み等の導入を関係機関・施設と検討している。

## オ 市町村支援

- ・ 昨年度調査結果を市町村へフィードバックする会議を障害保健福祉圏域ごとに実施した。
- ・ 市町村の高リスク者判定を支援するアセスメント評価表について、学識経験者等の協力を得ながら作成し、改良を進めている。
- ・ 市町村の緊急対応力向上及び意思決定支援に関する研修を企画しており、令和8年度の実施に向けて調整を進めている。

## (2) 今年度調査の実施について

経年での変化を分析するため、今年度も調査を実施している。

### ア 調査基準日

令和7年10月1日

### イ 主な調査内容（前回調査と同様）

障害当事者の状況、家族等の状況、障害者支援施設等の利用を希望する方の意向、地域の社会資源の状況 など

### ウ 調査方法（前回調査と同様）

令和7年10月23日に市町村にアンケートを送付し基幹相談支援センターと連携して回答を作成するよう依頼した。

### エ 回答期限

令和8年1月（現在集計作業中）

## (3) 今後のスケジュール

令和8年3月

モデル地域の市町村及び施設を対象とした事業説明会を開催

4月以降

今年度調査結果の取りまとめ

空き状況調査の試行開始

市町村の高リスク者判定を支援するアセスメント評価表の改定

モデル地域における障害者支援施設利用に係る協議の場の設置及び緊急受入れの輪番制の構築

## 11 重症心身障害児者等支援体制検討会報告について

県は、重症心身障害児者（以下「重心児者等」という。）やその家族が地域で安心して暮らすために必要な支援体制を整備するため、重症心身障害児者等支援体制検討会を設置し、検討を行った。

今般、検討会からの報告を受けたので、その内容及び県の対応について報告する。

### (1) 趣旨

重心児者等の地域生活を支えるためには、一人ひとりに応じたきめ細かい障害福祉サービスが必要であり、更に湘南東部障害保健福祉圏域（以下「湘南東部圏域」という。）では、重心児者等の入所による支援の場である療養介護事業所（いわゆる重心施設）がないといった課題にも対応する必要がある。

このため、湘南東部圏域をモデル圏域として、地域で安心して本人の望む暮らしが実現するために必要な支援体制、主に重心児者等を受け入れるグループホームの設置について、外部有識者や市町、ご家族等を構成員とする検討会で検討を行った。

### (2) 検討会概要

#### ア 開催状況

令和6年7月～令和7年3月にかけて5回開催

#### イ 検討内容

(ア) 重心児者等が利用できるグループホーム設置に当たっての課題

##### a 人材の確保・養成について

- ・ グループホームの運営を考えれば、中長期的な視点に立ち、看護や支援を担う人材を確保し、養成する必要がある。
- ・ 国報酬だけでは、看護師の確保等十分な運営体制の整備が困難である。

##### b グループホームの運営について

- ・ グループホーム単独での事業展開は難しく、法人全体でグループホームの運営を支援する必要がある。
- ・ 法人は、重心児者等を対象としたグループホームの経営イメージが持ちにくい。

##### c 重心児者等の日常生活を支援するための連携について

- ・ 一人ひとりの状態に応じた医療体制を整える必要がある。
  - ・ 日中活動の場を確保する必要がある。
- (イ) 県によるニーズ等把握のためのアンケートの実施
- a 調査目的
- ・ ご本人やご家族の現在の生活状況と今後の望む暮らしやそれを実現するための課題把握を目的として実施
- b 調査時期
- 令和7年2月12日～令和7年2月26日
- c 調査対象
- ・ 湘南東部圏域にお住まいの18歳以上の重症心身障害者かつ生活介護事業所を利用している方
  - ・ 湘南東部圏域に所在する生活介護事業所56か所にアンケートを送付し、対象利用者へ配布・回収を依頼し、34名から回答があった。
- d 主な設問と回答
- ・ 設問：今後5年以内に生活したい場所を選択してください  
回答：自宅70%、グループホーム57%、療養介護37%
  - ・ 設問：どのようなことに暮らしにくさや不安を感じていますか  
回答：地域や福祉・医療サービスとのつながり23%  
ご本人の健康状態37%、介護者の健康状態67%  
将来の生活の場97%、経済面37%
- (主な自由意見)
- ・ 介護者の高齢化や健康状態の心配から、子どもの将来の生活の場に不安を感じている。
  - ・ 療養介護事業所は医療面で安心がある一方、グループホームは医療面の体制に不安がある。

### (3) 検討会からの提言

#### ア ハード面の構想

- (ア) 既存の社会資源を有効に活用しながら必要に応じて新たなサービスの整備が必要
- ・ 幼児期、学齢期、青年期、成人期、重心児者等、一人ひとりのライフステージに対応した日中活動（社会参加）の場づくり
  - ・ ご本人の自立体験・経験、家族のレスパイトを支えるための短期入所等の整備

- ・ 医療の側面を支えていくための体制（連携体制）や場の確保
- (イ) ご本人の「自立生活」の場となる暮らしの場についてはグループホーム等の新規整備が必要

#### イ ソフト面の構想

- ・ 重心児者等を支える人材の確保と育成の推進
- ・ 「個」を中心とした支援等のチーム作りの推進

#### ウ 国に対し行う要望

- ・ 重度障害者を対象としたグループホームの人員配置基準の見直し・職員の加配への評価、看護師配置に係る適切な評価
- ・ グループホーム利用者を在宅扱いとして、特例的に居宅介護等の利用を例外的に認める暫定措置を在宅生活の重度障害者が安心して生活ができるよう一般化

#### エ 自治体間の連携強化

- ・ グループ設置・運営への財政的支援に係る県・市町の連携強化
- ・ グループホームの運営・生活を支えるための多機能的なネットワークの仕組み、地域作りにおける圏域市町の連携強化

### (4) 報告書を受けた県の対応

#### ア 暮らしの場を確保するための国庫補助対象事業の見直し

- ・ 重症心身障害者等を受け入れるためのグループホームや日中活動の場を整備できるよう見直しを実施

#### イ 重心児者等を支援する看護師向け研修を継続

- ・ 令和7年度から開始したグループホーム等の一人職場に配置される看護師が緊急時等に迅速な判断や決断が可能となる知識・手技を取得するための実習研修を充実
- ・ 令和7年度受講生の振り返りシートやアンケート結果を反映し、質の高い看護を提供可能な人材の養成を推進

#### ウ グループホーム運営準備支援

##### (ア) 法人向けセミナーの開催

- ・ 湘南東部圏域で重症心身障害者等に対応するグループホームの運営に関心のある法人に対し、県が、今年度実施した「グループ

ホーム先行事例の調査・分析」をもとに作成した、運営ガイドブックを活用したセミナーを開催

(イ) 先行事例法人（事業所）視察

- ・ グループホーム運営を前向きに検討する法人に対し、先行事例となる法人（事業所）の視察等の支援を充実

(ウ) 個別相談

- ・ グループホーム運営を具体的に進める意向のある法人に対する個別相談等を拡充

## エ 検討会の継続

- ・ 令和8年度以降も、湘南東部圏域でのグループホームの設置・運営を形にしていく過程においての課題に対する検討を継続
- ・ また、重症心身障害者等に対応するグループホームの運営を新規で開始する事業所、既に運営を行っている事業所に対し、安定した運営を維持するための支援策を検討
- ・ 利用者が地域の中で安心してグループホームで生活を維持していくためにグループホームを支えるための地域作りを検討

## オ 医療型短期入所事業所開設促進事業の継続

- ・ 地域で生活する重心児者等が親元を離れて生活をする体験や、家族のレスパイトとしての役割を担う、医療型短期入所事業所の充実、重心児者等の在宅・地域生活を支えるため、医療型短期入所事業所開設促進事業の継続

## カ 障害児等体験利用促進事業の継続

- ・ 重症心身障害児の将来の生活の場の選択肢が増加するよう、重症心身障害児がグループホームの体験利用をした場合の補助の継続
- ・ 障害児入所施設に入所中の支援が難しい障害児等の体験利用を受け入れたグループホームで職員を加配した場合の補助の継続

### <別添参考資料>

参考資料5 重症心身障害児者等支援体制検討会報告書

(参考：重症心身障害児者等支援体制検討会委員)

委員氏名	所属・役職名等
石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
島村 孝子	藤沢市肢体不自由児者父母の会 会長
森下 浩明	社会福祉法人みなと舎 理事長
佐藤 敏彦	湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 事務局長(特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク)
臼井 健智	藤沢市障がい者支援課 参事
鈴木 朗	茅ヶ崎市障がい福祉課 課長
中澤 栄子	寒川町福祉課 課長
有識者氏名	所属・役職等
齊藤 祐二	湘南東部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター 理事長(特定非営利活動法人 藤沢相談支援ネットワーク)

## 12 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

知事を本部長とする生活困窮者対策推進本部の令和7年度の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

### (1) 令和7年度の主な取組状況

孤独・孤立の問題を未病の視点で改善するため、地域でつながり、支える取組を広げていくことにより「不安」を取り除き、自分らしく、いのちを輝かせることのできる「やさしい社会」をめざした施策を展開した。

また、電気代・ガス代等の高騰による支援団体の負担を軽減するための支援金を支給している。

区分	主な事業	主な実績
孤独・孤立に陥っている方への支援	普及啓発及び官民連携の取組	ポータルサイトの閲覧数62,209件 出前講座の開催4回 つながりネットワークの開催2回 支援者向け研修の開催1回 つながりサポーター養成講座の講師派遣8回 (1月末時点)
	人材育成	緩やかなつながりの場を運営する人材育成講座を実施 受講者数 24名 研修回数 6回
	神奈川県庁版就労訓練事業	県内の就労訓練事業に係る機運醸成を図るため県庁内で生活困窮者への就労訓練事業を実施 利用者 5名 (1月末時点)
	ひきこもり等への支援	LINE相談件数 662件 (1月8日時点)
子ども・若者への支援	ケアラー・ヤングケアラーへの支援	LINE相談 307件、電話相談 64件 ケアラーズカフェの立ち上げに係る経費補助 2か所 (1月末時点)
	メタバースを活用した社会参加支援	総アクセス人数 6,249名 総アクセス回数 8,732回 相談件数 4件 (1月8日時点)
	子ども・若者未来応援推進事業	支援団体を通じて、大学等の受験料、就職活動の準備費用等を延べ147人に支援 (予定を含む)

女性への支援	困難女性通所型支援等かながわモデル事業	困難な問題を抱えた女性が、地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、民間団体と連携して、通所型の支援を3箇所を実施
	困難女性つながりサポート事業（女性総合相談）	電話・メール・来所相談件数 4,343件 LINE相談件数 986件 等 （令和7年12月末時点）
共助の推進に向けた仕組みづくり	共助の輪による支援の仕組みづくり	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進
生活困窮者支援団体等の光熱費等に対する支援	7万円／団体 （令和6年度2月補正予算）	合計2,063団体に支給 【内訳】 生活困窮者支援団体 49団体 女性支援団体 7団体 ひきこもり等支援団体 72団体 高齢者団体等 1,935団体 ※令和6年度中の支給団体を含む
	4万円／団体 （12月補正予算）	令和7年12月から受付を開始し、関係団体に周知している。（一部は予算繰越を行い令和8年4月以降速やかに支給予定） 【支給対象】 生活困窮者支援団体、女性支援団体 ひきこもり等支援団体、高齢者団体等

## (2) 今後の取組

### ア 孤独・孤立対策の取組

孤独・孤立対策推進法に基づく官民連携プラットフォーム（かながわつながりネットワーク）への参画を全市町村に呼び掛け、県全体で孤独・孤立対策の普及啓発、機運醸成を図っていく。

また、居場所へつなぐための人材の育成など、地域でつながる仕組みづくりに取り組む。

### イ 令和8年度当初予算案に計上した事業の着実な推進

引き続き物価高騰の中、生きづらさや暮らしにくさを抱えながら、声をあげない・あげられない生活困窮者の支援に向けて、孤独・孤立の未病改善の視点をもって、官民・民民、多様な担い手との連携を図り、生活困窮者対策推進本部で進捗管理しながら、着実に推進していく。